

特定個人情報保護評価書 共通別添資料

評価書番号	評価書名
—	番号法実施に伴う情報連携機能 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、番号法実施に伴う情報連携機能における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生リスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	本評価書は、各業務における評価書の中間サーバーから各業務システムに至る大田区内共通のシステム基盤について、統一的に評価したものである。
------	---

評価実施機関名

大田区長

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

大田区における番号法対応情報連携について

1 情報連携方針

(1) 連携機能の集約

- ① 各業務システムの改修負荷を軽減するため、既存の庁内情報連携を掌っている「区民情報系基盤システム(連携基盤)」の仕組みを活用し、番号法対応の情報連携を構築する。
- ② 区民情報系基盤システムに「統合宛名管理機能」を追加し、個人番号の管理及び連携方式を一元化する。

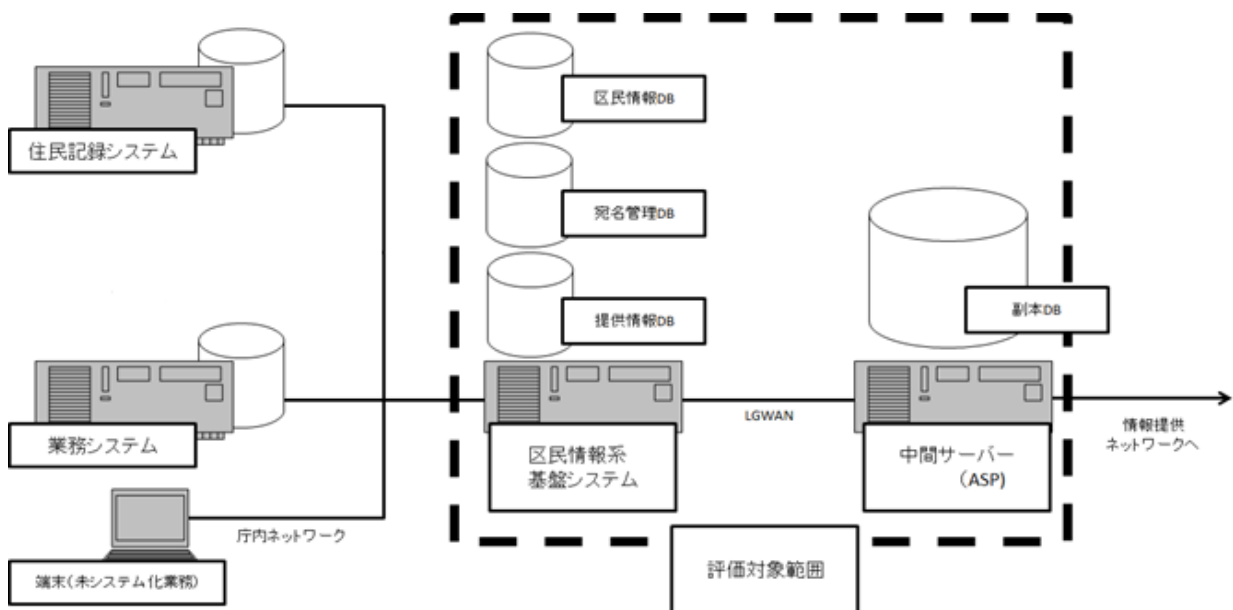
(2) 中間サーバーASPサービスの利用

- ① 中間サーバーは、国が提供するASPサービスを利用する。
- ② 中間サーバー端末は、主に中間サーバーのメンテナンスに利用する。

(3) 区民情報系基盤システムの活用

- ① 既存の庁内情報連携のデータを活用し、中間サーバーに副本データ等を格納する。ただし、既存の情報連携項目にない情報については、別途業務システムから区民情報系基盤システムへ連携する。
- ② 他自治体に対する情報照会・提供等は、必ず区民情報系基盤システムの連携機能を介して統一的な方式で実施する。
- ③ システムによる情報連携を実施していない業務及び未システム化の業務についても、区民情報系基盤システムの画面機能を活用して、他自治体との情報連携を実施する。

2 システムの相関図(略)

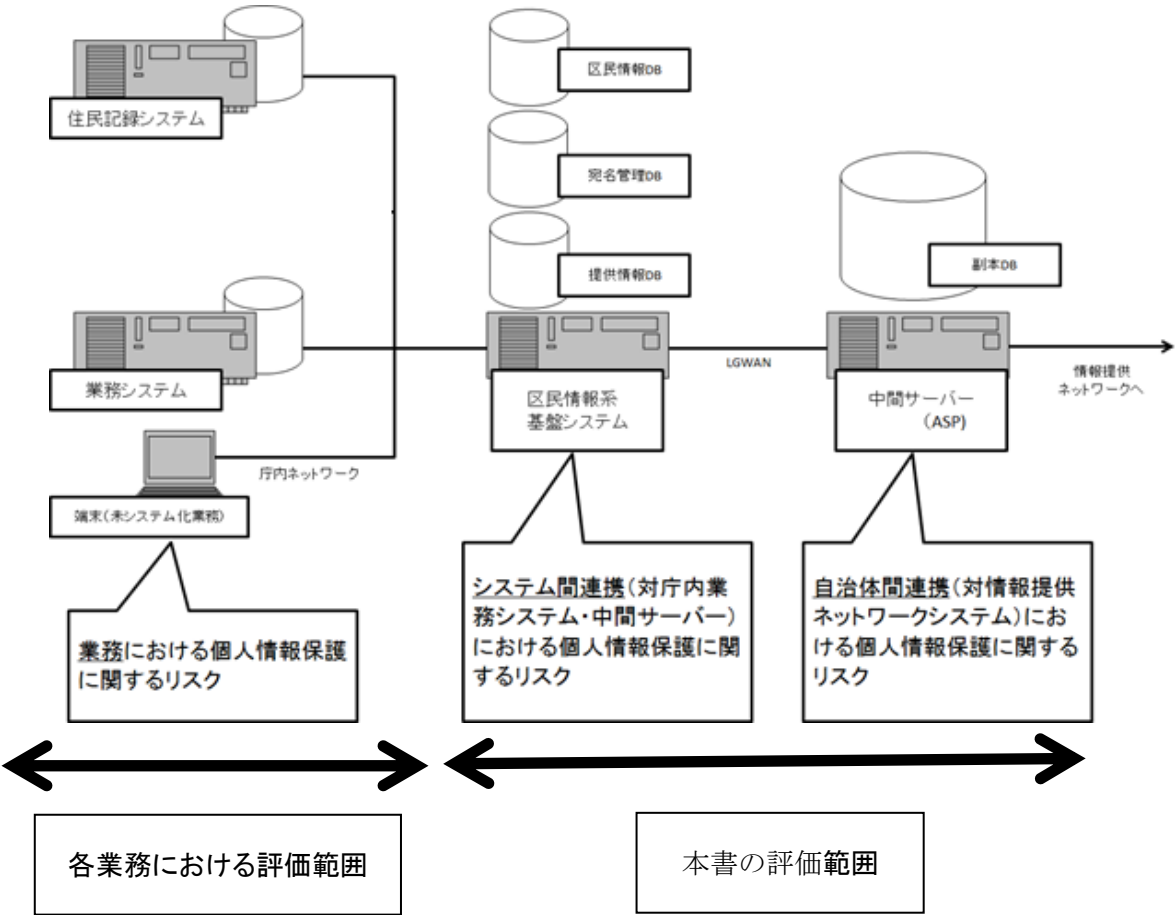


3 特定個人情報ファイル連携に関する業務フロー

【別添1-1:フロー図】のとおりに

4 評価対象システムにおけるリスク分析

【各システムにおける評価対象となるリスク(概要図)】



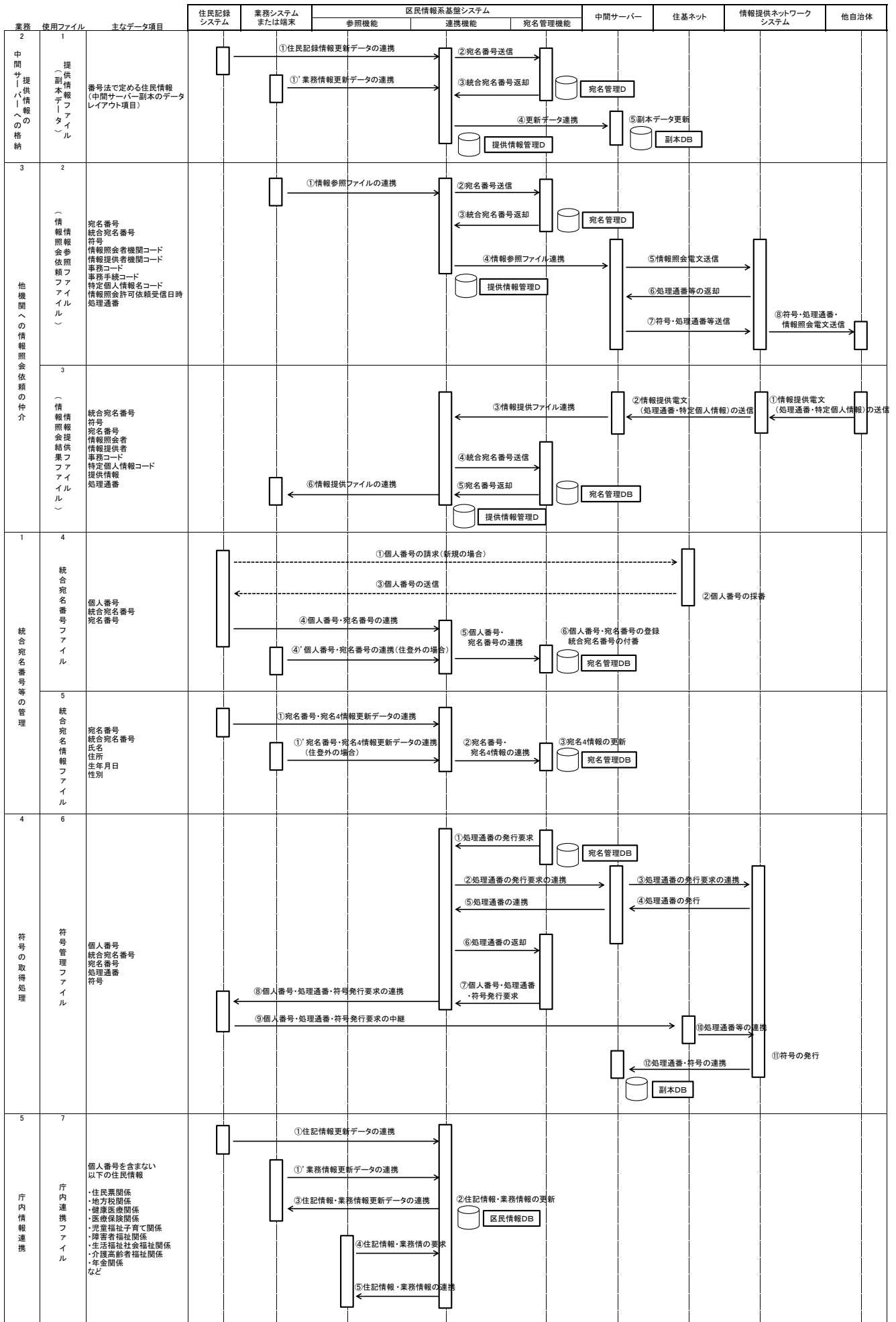
I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	番号法実施に伴う情報連携機能	
②事務の内容 ※	1 統合宛名番号等の管理 ・個人番号を業務内宛名番号及び統合宛名番号と紐付け、宛名情報とともに管理する。 2 提供情報の中間サーバーへの格納 ・各業務システムから移転した提供情報(特定個人情報)ファイルを、中間サーバーの仕様に変換し、連携機能によって中間サーバー副本DB等に格納・更新する。 3 他機関への情報照会要求の仲介 ・各業務システムから他機関への情報照会要求を中間サーバーを介して当該機関へ依頼する。また、依頼により他機関から返却された情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)を依頼元の業務システムへ連携する。 4 符号の取得処理 ・個人番号新規取得時に、中間サーバーを介して情報提供ネットワークに処理通番(中間サーバー受付番号)の発行を依頼し、取得した処理通番をもとに住民記録システムを介して住民基本台帳ネットワークシステムに符号の発行を要求する。 ・要求に基づき情報提供ネットワークシステムから符号を取得し、中間サーバーに格納・管理する。 5 庁内情報連携 ・庁内の各業務システムが業務に必要な住民情報について、システム間連携を行う。	
③対象人数	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

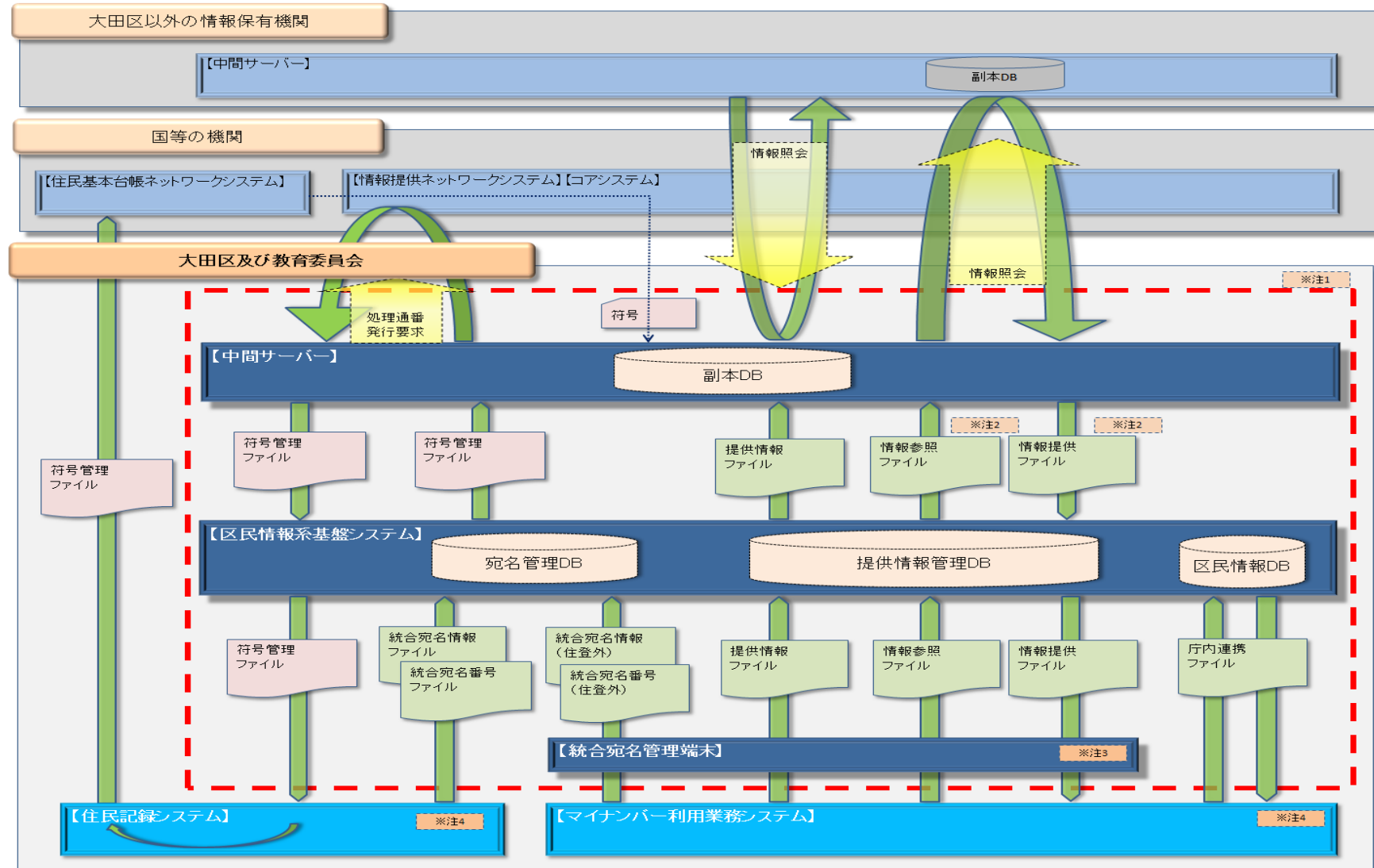
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	区民情報系基盤システム
②システムの機能	1 情報連携機能 ・各業務システムから住民情報(特定個人情報)を連携する。 ・番号法に基づき業務上個人番号が必要な業務システムに、個人番号を移転する。 ・中間サーバーに対して、提供情報及び情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)等をフォーマット変換し連携する。 ・個人番号を含まない住民情報について、業務システム間の庁内連携を行う。 2 情報参照機能 ・各業務システムから移転した個人番号を含まない住民情報について、参照端末上に表示する。 3 認証機能 ・中間サーバーへのアクセス権限を管理する。 ・各業務システムから区民情報系基盤システムへのアクセス権限を管理する。 4 運用基盤 ・システム運用に係るアクセス記録等を管理する。 5 統合宛名管理機能 ①統合宛名番号の管理 大田区内で住民を一意に識別する「統合宛名番号」を個人番号ごとに発番し、個人番号と既存業務システム内での宛名番号を紐付け管理する。 ②宛名情報等の管理 基本4情報及び個人番号を、統合宛名番号に紐付けて「統合宛名情報」として管理する。 ③提供情報の管理 各業務システムから連携された提供情報(特定個人情報)を管理し、情報連携機能を用いて中間サーバーに連携する。 ④情報照会要求の仲介 各業務システムから発行される情報照会要求を仲介し、中間サーバーへ連携する。 また、中間サーバーから返却された他機関からの情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)を各業務システムに連携する。 ⑤符号の取得要求 統合宛名番号を中間サーバーに連携し、符号取得要求ファイルを受領後、住民記録システムを介して住基ネットに対して符号取得を要求する。 6 申請管理機能 ①シリアル番号の管理 マイナンバーカードの「シリアル番号」と住民記録システムで発番した大田区内で住民を一意に識別する「宛名番号」とを紐付けて管理する。 ②申請データの管理 マイナポータル申請管理機能から電子申請データをダウンロードし、管理する。 ③申請データの連携 取得した電子申請データを各業務システムに連携する。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 (中間サーバー)
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 特定個人情報(副本)の保有・管理 番号法における他機関との情報連携の対象となる特定個人情報(連携対象)を統合宛名番号とともに保有・管理する。 2 情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との連携 情報提供ネットワークシステムに対して、情報照会要求や符号取得要求などを連携する。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 (区民情報系基盤システム)

3. 特定個人情報ファイル名	
1 提供情報ファイル 2 情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル) 3 情報提供ファイル(情報照会結果ファイル) 4 統合宛名番号ファイル 5 統合宛名情報ファイル 6 符号管理ファイル 7 庁内連携ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	1 提供情報ファイル 各業務システムより区民情報系基盤システムに特定個人情報を移転し、フォーマット変換を行い、中間サーバーの副本DB等に格納・更新する。(中間サーバーの全特定個人情報) (「I-1. ②事務の内容」の「2 提供情報の中間サーバーへの格納」で用いる) 2 情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル) 各業務システムから他機関あての情報照会依頼データを中間サーバーのインタフェース形式に変換して連携する。 (「I-1. ②事務の内容」の「3 他機関への情報照会要求の仲介」で用いる) 3 情報提供ファイル(情報照会結果ファイル) 他機関への情報照会依頼要求の結果、中間サーバーを経由して取得した情報照会結果データを各業務システムへ連携する。 (「I-1. ②事務の内容」の「3 他機関への情報照会要求の仲介」で用いる) 4 統合宛名番号ファイル 住民記録システムより連携した個人番号と宛名番号を統合宛名番号と紐付け一意に管理する。 各業務システムより連携した住登外者の個人番号と宛名番号を統合宛名番号と紐付け一意に管理する。 (「I-1. ②事務の内容」のすべての項目で用いる) 5 統合宛名情報ファイル 住民記録システムより連携した基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)及び個人番号を統合宛名番号と紐付け、管理更新する。 (「I-1. ②事務の内容」の全ての項目で用いる) 6 符号管理ファイル ①符号取得のため、統合宛名番号等をもとに、区民情報系基盤システムから中間サーバーを介して情報提供ネットワークへ処理通番(中間サーバー受付番号)を要求する。 ②処理通番(中間サーバー受付番号)要求により、情報提供ネットワークから中間サーバーを介して区民情報系基盤システムが処理通番(中間サーバー受付番号)を取得し、統合宛名番号と紐付け管理する。 ③処理通番(中間サーバー受付番号)をもとに住民記録システムを介して住民基本台帳ネットワークシステムに対して、符号を要求する。 ④符号要求により、情報提供ネットワークから中間サーバーが符号を取得し、統合宛名番号と紐付け管理する。 ⑤符号取得時に、中間サーバーから統合宛名管理システムに、符号の取得を通知する。 (「I-1. ②事務の内容」の「4 符号の取得処理」で用いる) 7 庁内連携ファイル ①各業務システムから区民情報系基盤システムに個人番号を含まない住民情報を移転し、業務上必要とする業務システムへ連携する。 ②各業務システムから区民情報系基盤システムに個人番号を含まない住民情報を移転し、情報参照機能により参照端末上に画面表示する。 (「I-1. ②事務の内容」の「5 庁内情報連携」で用いる)
②実現が期待されるメリット	統合宛名番号を導入し、個人番号及び業務内宛名番号と紐付け一元管理することにより、各業務システムでの個人番号の管理を極力排除し、対象となる区民の同一性を担保することにより、業務の正確性・安全性を高めることができる。 特定個人情報の中間サーバーへの連携を区民情報系基盤システムを介して一元的に実施することにより、提供する情報の精度を高めることができるとともに、各業務システムの中間サーバーへの情報連携の負荷を極力減少させることができる。 区民情報系基盤システムの情報連携機能を活用することにより、各業務システムは既存の庁内連携の構成を利活用することができ、各業務システムの番号法対応範囲・改修範囲を限定化することができる。

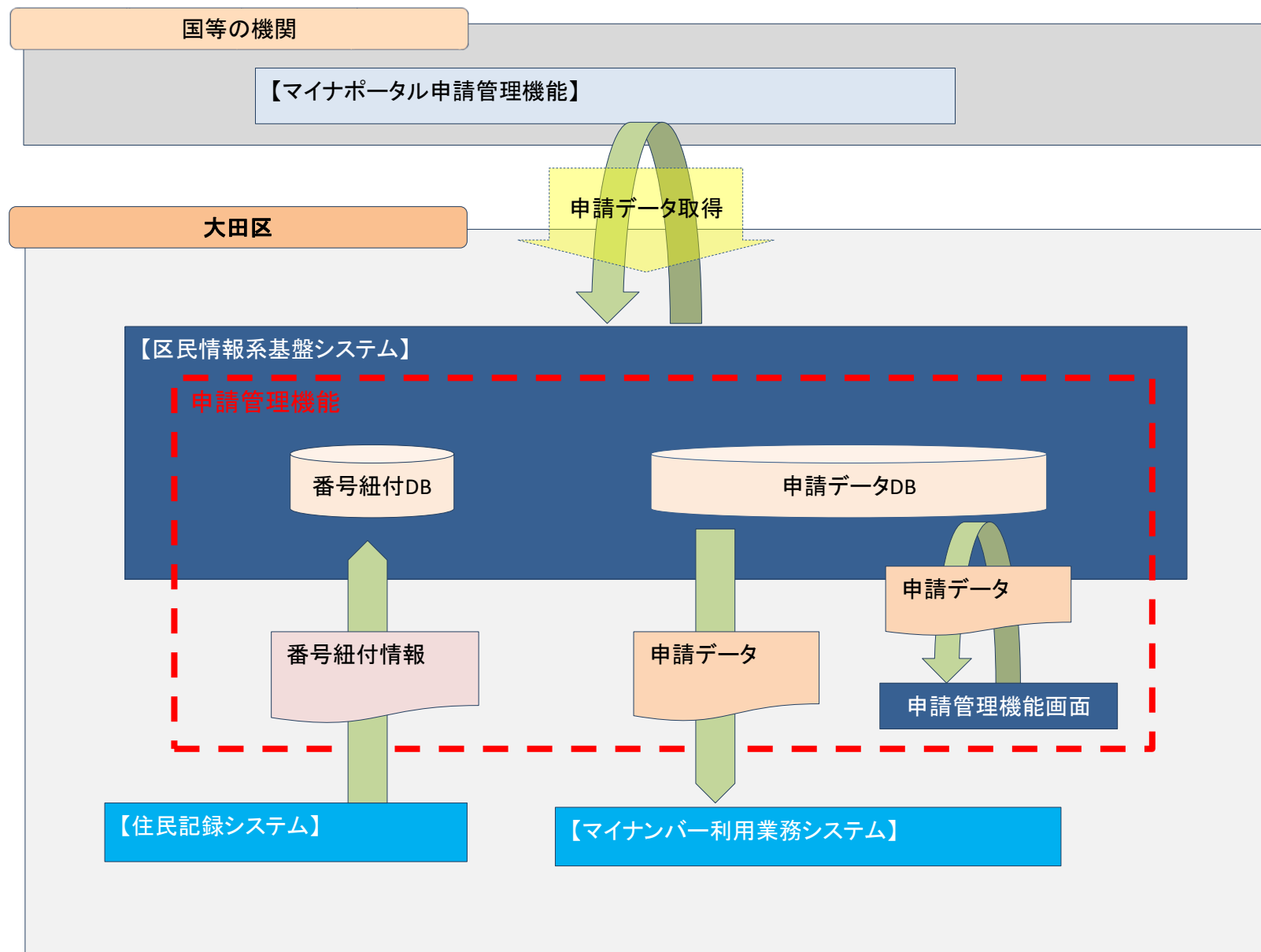
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画経営部情報政策課
②所属長の役職名	情報政策課長
8. 他の評価実施機関	
大田区教育委員会	



(別添1-2)システム全体構成図



(別添1-2)申請管理機能構成図



(別添1) 事務の内容

1 統合宛名番号等の管理

【大田区に住民登録がある住民(住登者)】

1-①

住民記録システムから区民情報系基盤システムへ住登者の個人番号・宛名番号・基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)を連携する。

1-②

区民情報系基盤システムは、統合宛名管理機能により宛名管理DBへ個人番号・宛名番号・基本4情報を連携する。

【大田区に住民登録がない住民(住登外者)】

1-③

各業務システムはシステム処理または区民情報系基盤システムの入力画面(統合宛名管理端末)により区民情報系基盤システムへ住登外者の個人番号・宛名番号・基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)を連携する。

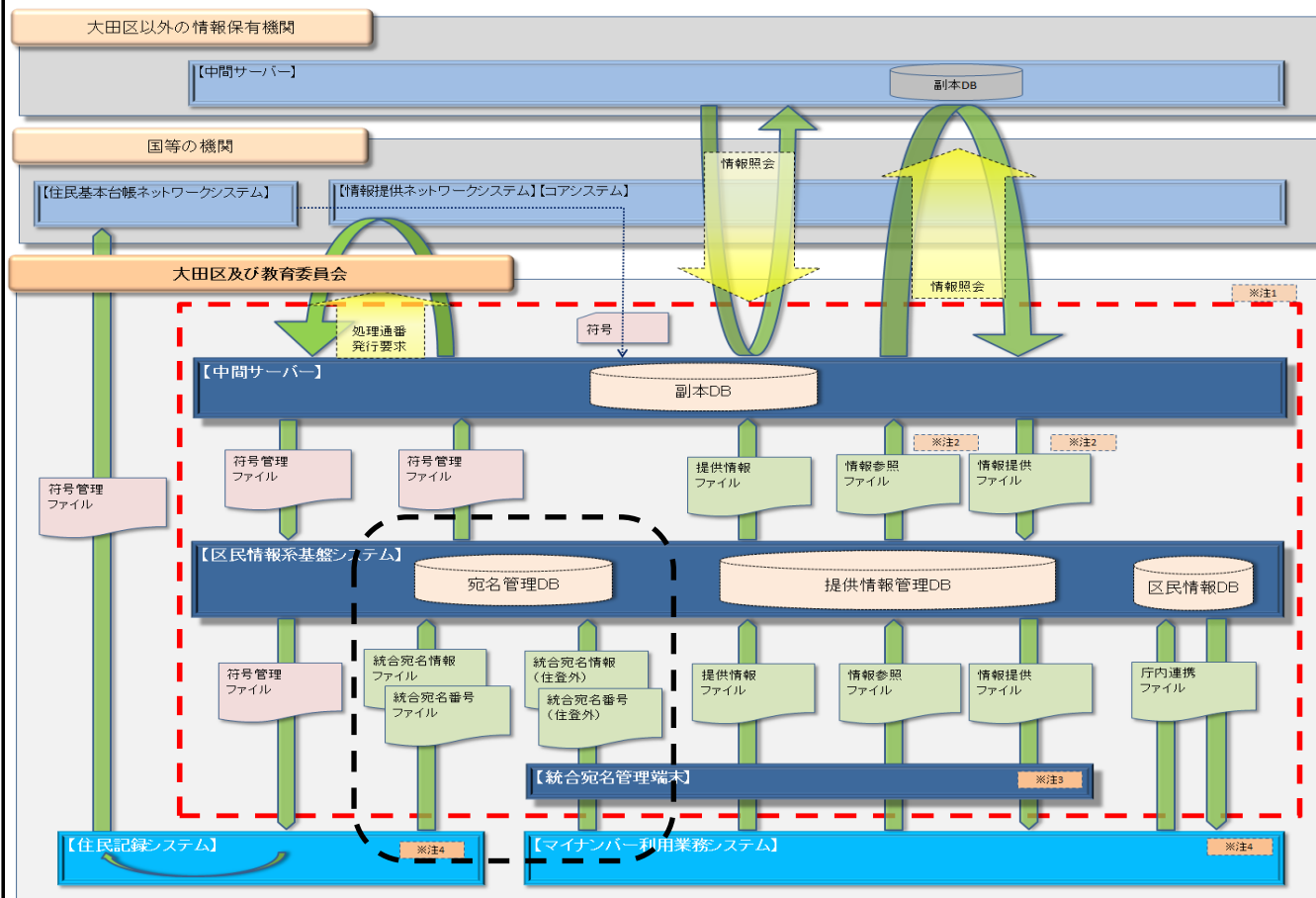
1-④

区民情報系基盤システムは統合宛名管理機能により連携された個人番号を基に一意の統合宛名番号を発番し、宛名番号と紐付け登録する。

連携された個人番号をもつ住民が既に登録されている場合は、当該レコードに宛名番号を追加登録する。

1-⑤

個人番号の格納が必要な庁内各業務システムについて、住民の新規登録時及び個人番号の変更時に区民情報系基盤システムから個人番号を連携する。



(備考)

(別添1) 事務の内容

2 提供情報の中間サーバーへの格納

2-①

各業務システムは中間サーバに提供すべき情報に更新が発生した段階で、定められた周期により区民情報系基盤システムへ宛名情報とともに提供情報を連携または区民情報系基盤システムの画面(統合宛名管理端末)から入力する。

2-②

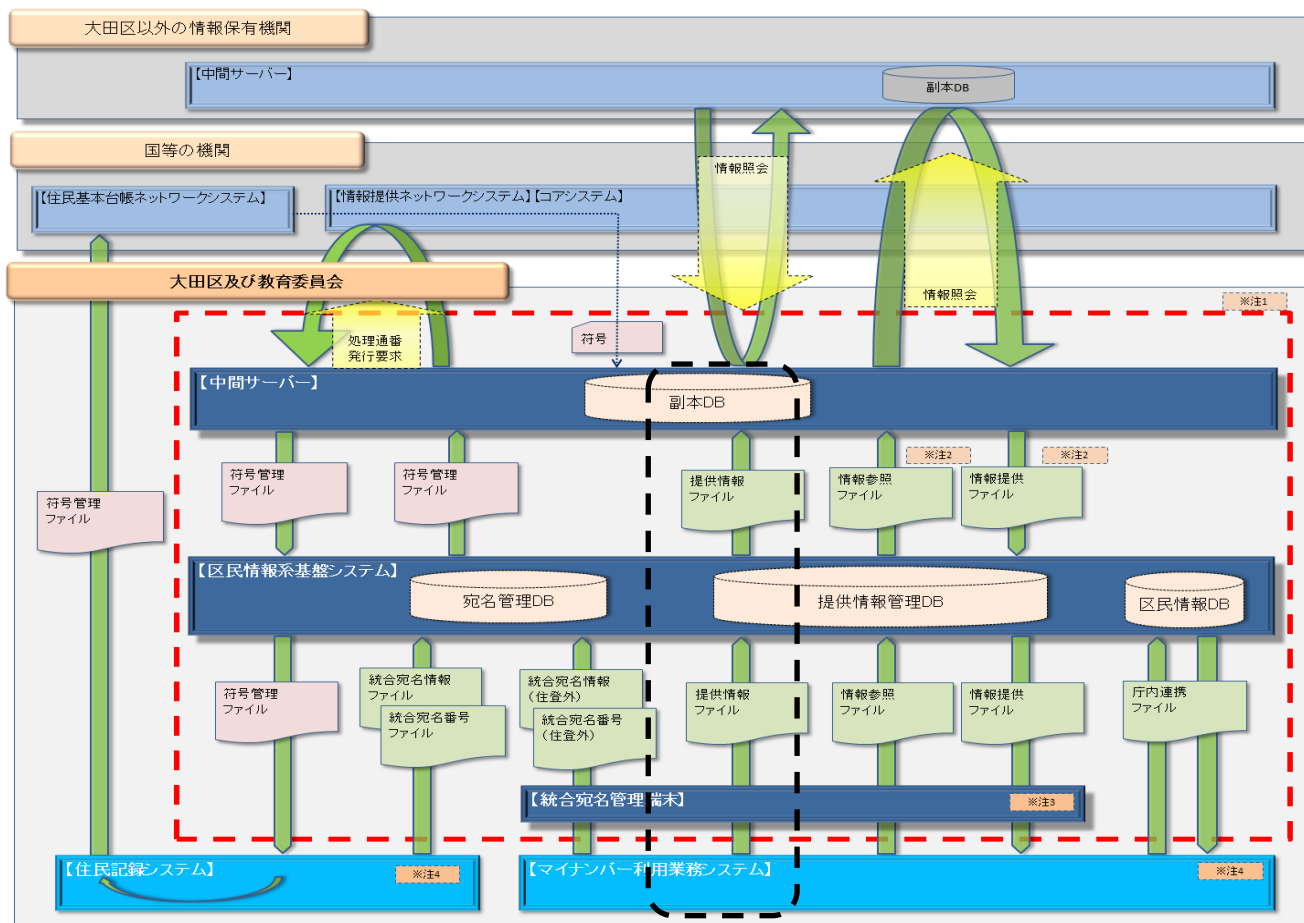
区民情報系基盤システムは、各業務システムから連携された提供情報を区民情報DBまたは提供情報管理DBに格納する。

2-③

区民情報系基盤システムは、宛名番号を統合宛名番号に変換したうえで、中間サーバーのデータ形式に変換して中間サーバーへ連携する。

2-④

中間サーバーは連携された提供情報を副本として登録・管理し、他自治体からの情報照会要求の処理を行う。



(備考)

(別添1) 事務の内容

3 他機関への情報照会要求の仲介

3-①

各業務システムは、業務内宛名番号及びプレフィックス情報(情報照会者、情報提供者、事務コード、特定個人情報コード)を記録した「情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)」を区民情報系基盤システムに送信または入力(統合宛名管理端末)し、情報照会要求を行う。

3-②

区民情報系基盤システムは、「情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)」を提供情報管理DBに格納し、宛名番号を統合宛名番号に変換したうえで、情報照会依頼ファイルを中間サーバーに送信する。

3-③

中間サーバーは、情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)を定められた形式に変換したうえで、インターフェースシステムを介して定められた周期でコアシステムに送信する。

3-④

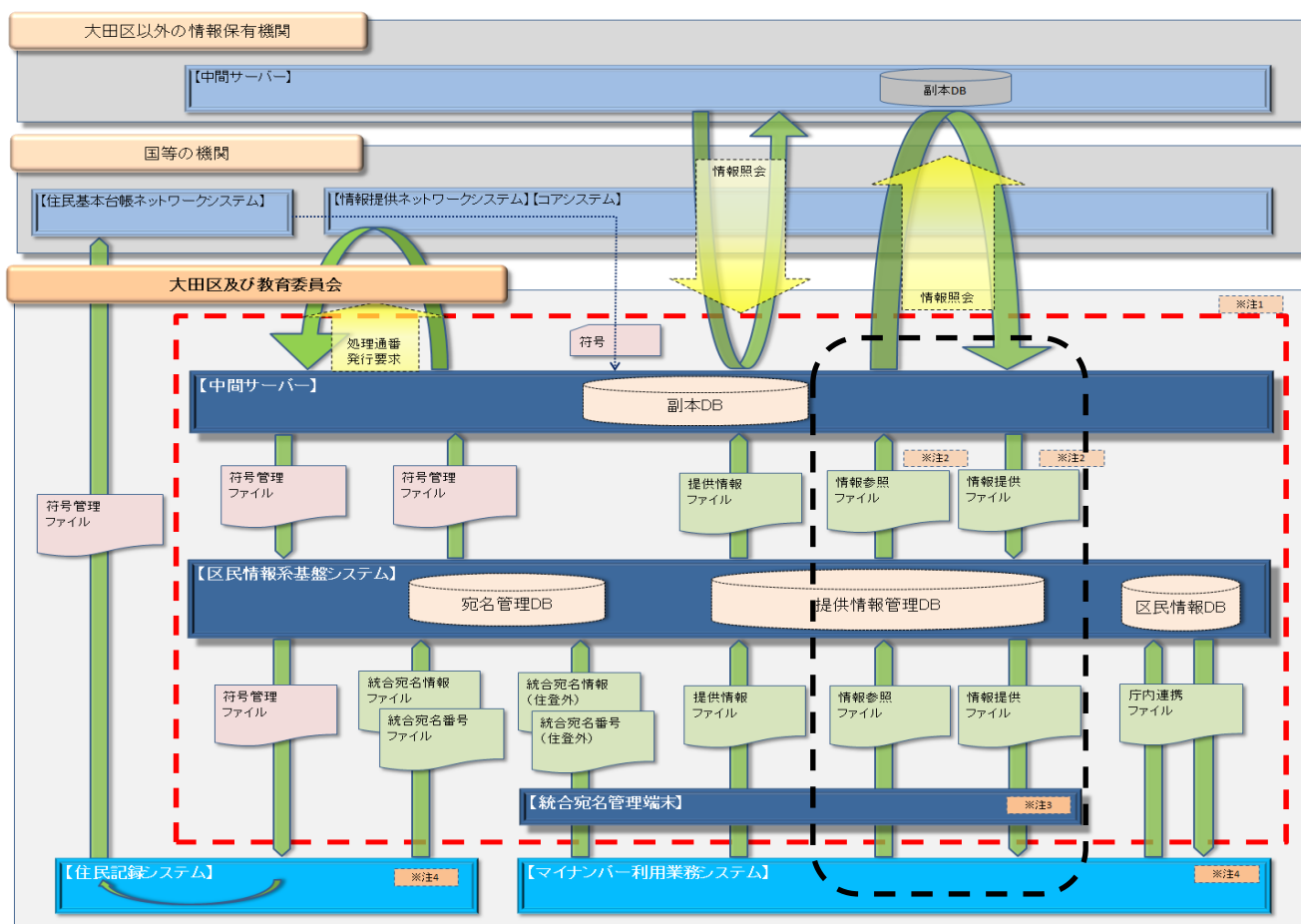
他機関の中間サーバーは、情報照会依頼をうけて「情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)」を作成し、インターフェースシステムを介して大田区の中間サーバーへ送信する。

3-⑤

中間サーバーは、コアシシステムを通じて他機関より返信された「情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)」を区民情報系基盤システムに送信する。

3-⑥

区民情報系基盤システムは、「情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)」を提供情報管理DBに格納し、統合宛名番号を宛名番号に変換したうえで、各業務システムに送信する。

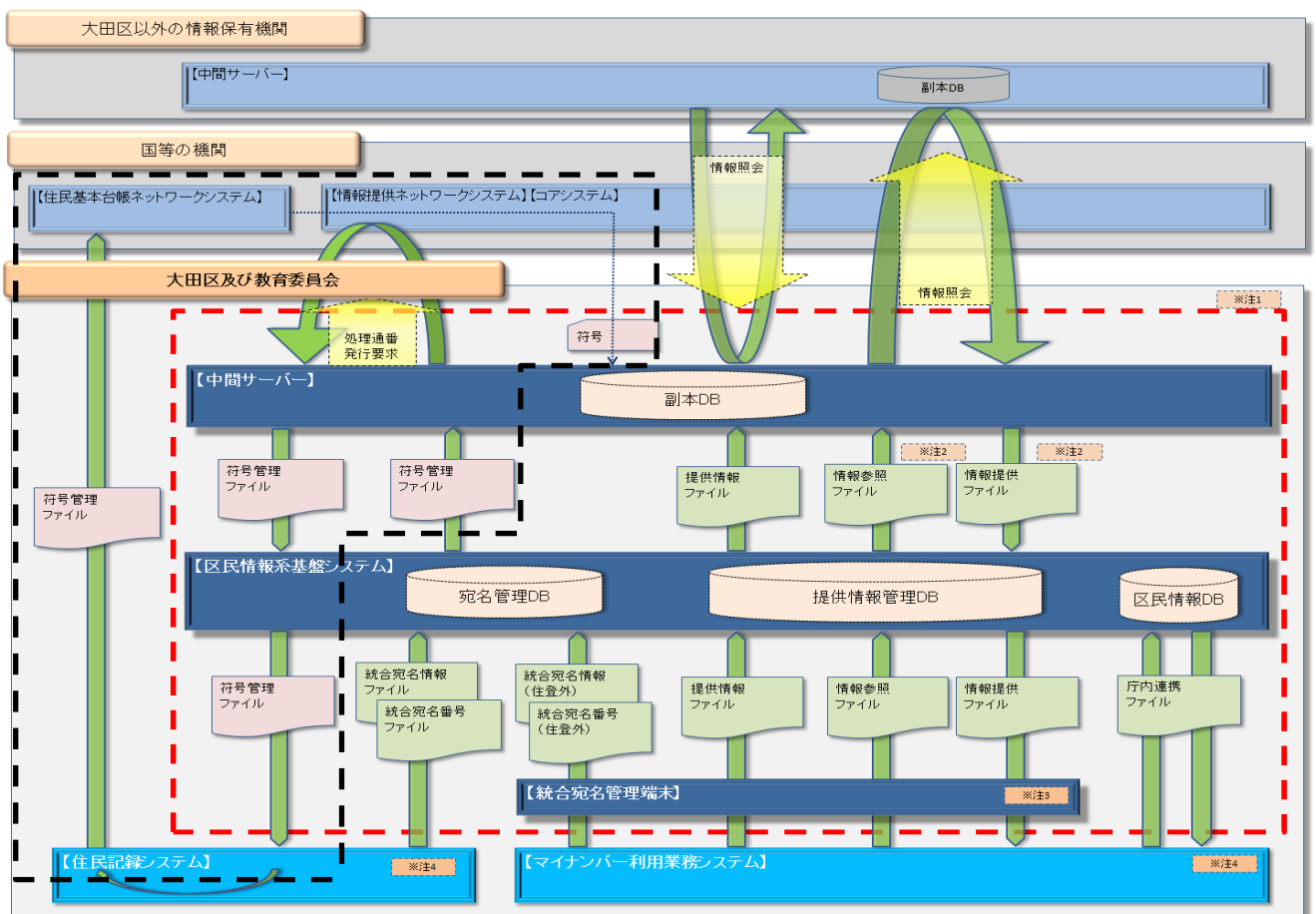


(備考)

(別添1) 事務の内容

4 符号の取得処理

- 4-① 区民情報系基盤システムは、新規の個人番号を持つレコードが登録された時点で、中間サーバーに対して統合宛名番号をもとに処理通番発行要求を行う。
- 4-② 中間サーバーは、統合宛名番号をもとに、情報提供ネットワーク(コアシステム)に処理通番発行要求を行う。
- 4-③ コアシステムは、中間サーバーからの要求に応じて処理通番を発行する。
- 4-④ 中間サーバーは、発行された処理通番と統合宛名番号を紐付け、区民情報系基盤システムに送信する。
- 4-⑤ 区民情報系基盤システムは、統合宛名番号に紐づく個人番号を付して、処理通番を住民記録システムに送信し符号発行要求を行う。
- 4-⑥ 住民記録システムは、個人番号と処理通番を住民基本台帳ネットワークに送信し、符号を要求する。
- 4-⑦ 住民基本台帳ネットワークは、個人番号と紐づく住民票コードを確認し、処理通番と住民票コードを情報提供ネットワーク(コアシステム)に送信する。
- 4-⑧ 情報提供ネットワーク(コアシステム)は、住民票コードをもとに符号を発行し、処理通番と併せて、中間サーバーに送信する。
- 4-⑨ 中間サーバーは、処理通番の突合により整合性を確認したうえで、符号を確認し、処理通番を削除する。
- 4-⑩ 中間サーバーは、区民情報系基盤システムに符号取得処理が完了した通知を行う。

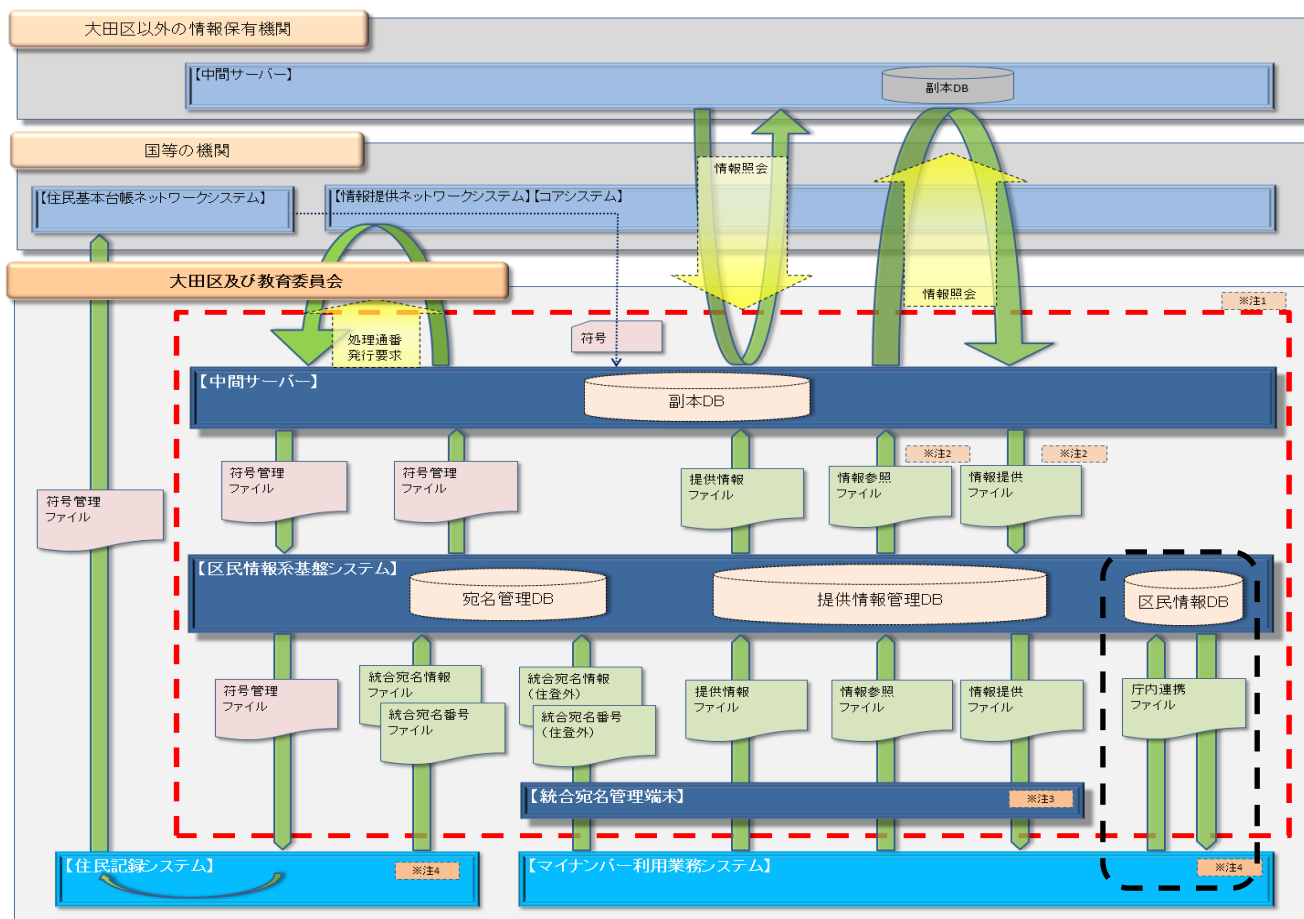


(備考)

(別添1) 事務の内容

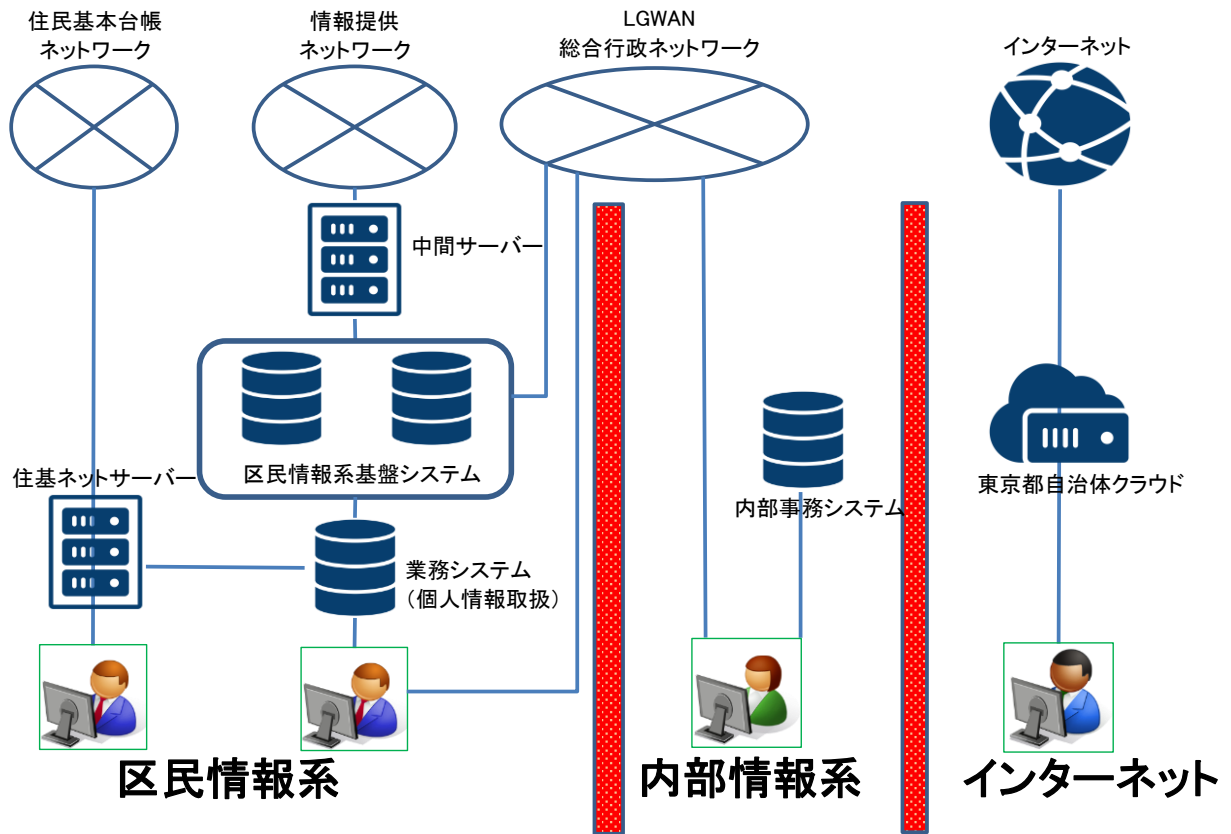
5 庁内情報連携

- 5-① 各業務システムから区民情報系基盤システムへ個人番号を含まない住民情報(住記・税務・国保・介護・福祉など)を連携する。
 5-② 区民情報系基盤システムは、各業務で必要とする上記の住民情報を当該業務システムへ連携する。
 5-③ 各業務において情報連携ではなく情報参照のみで十分に業務運用が可能な場合は、区民情報系基盤システムの
 情報参照機能により参照端末上に表示する住民情報を参照する。



(備考)

(別添1-8) 大田区ネットワーク構成イメージ図



1. 特定個人情報ファイル名

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
------------	---------------	--

[システム用ファイル]

- 1) システム用ファイル
- 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)

- 1) システム用ファイル
- 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)

[10万人以上100万人未満]

2) 1万人以上10万人未満
3) 10万人以上100万人未満
4) 100万人以上1,000万人未満
5) 1,000万人以上

- 1) 1万人未満
- 2) 1万人以上10万人未満
- 3) 10万人以上100万人未満
- 4) 100万人以上1,000万人未満
- 5) 1,000万人以上

住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)

番号法で定められた事務を遂行するために、情報提供ネットワークシステムを通じて連携する区民または住登外者全員の情報を保有し、それらを常に正確に更新・管理・提供するため。

[100項目以上] 1) 10項目未滿 2) 10項目以上50項目未滿
 3) 50項目以上100項目未滿 4) 100項目以上

1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満
3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上

・識別情報

[☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号)

・連絡先等情報

[☐] 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等)

[☐] その他住民票関係情報

・業務関係情報

[☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報

[☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報

[☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報

[☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報

[☐] 災害関係情報

[☐] その他 ()

番号法によって定められた情報を他機関へ提供するため

別添2を参照。

平成27年10月1日

企画経営部情報政策課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度	各業務主管部署において、提供情報の更新が発生する都度	
④入手に係る妥当性	中間サーバーの副本DBは常に正確な情報を保有する必要がある、各業務主管課で保有する情報の更新が発生した場合、中間サーバーの副本DBに格納された提供情報を即時に更新する必要があるため。	
⑤本人への明示	本特定個人情報ファイルの入手の根拠・使用目的に関する規定については、各業務主管課において担保されている。	
⑥使用目的 ※	番号法によって定められた情報を他機関へ提供するため	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	企画経営部情報政策課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・各業務主管部署により妥当性を保証された特定個人情報を、庁内連携により取得し、区民情報系基盤システムの区民情報DB及び提供情報管理DBに提供情報ファイルとして格納する。 ・格納した提供情報ファイルを中間サーバーの副本DBのフォーマットに変換し、LGWAN回線を介して中間サーバーへ連携する。 ・中間サーバーに格納された提供情報ファイルは、他機関からの照会依頼により国のシステム(情報提供ネットワークシステム(コアシステム))を介して提供される。	
	情報の突合 ※	取り扱う特定個人情報は発生源となる業務主管部署のみから入手する。情報項目間の本人の情報であるという同一性の担保は統合宛名番号ファイル(統合宛名番号・個人番号・宛名番号等)により行う。
	情報の統計分析 ※	統計分析は実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	各業務主管部署で実施されるため、該当なし。
⑨使用開始日	平成27年10月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		委託する 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件)
委託事項1		システム保守作業委託
①委託内容		区民情報系基盤システム及び中間サーバー副本DBの保守作業の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない)
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		株式会社NTTデータ東北
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	設計・プログラミング等の業務サポート

委託事項2		システム運用作業委託
①委託内容		区民情報系基盤システムの運用作業の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない)
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	システムオペレーション等の業務サポート

委託事項3		システム機器保守作業委託
①委託内容		区民情報系基盤システム機器の保守作業の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない)
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電子計算株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	他機関(国及び他自治体等)
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)
②提供先における用途	番号法によって定められた情報を他機関へ提供するため
③提供する情報	番号法によって定められた大田区が情報を他機関へ提供すべき全情報項目
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	他機関より番号法に基づく情報参照依頼があった都度
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		①サーバ等はクラウド(以降、ガバメントクラウドを含む)事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。 なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されている事業者、またはISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [定められていない]
	その妥当性	特定個人情報の発生源である業務主管部署の保管期間に準ずるため。
③消去方法		①特定個人情報の消去は大田区からの操作によって実施される。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際、保守交換したHDDはクラウド事業者が管理するデータセンター内に保管される。 また、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める。
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
その必要性	番号法で定められた事務を遂行するために、情報提供ネットワークシステムを通じて連携する区民または住登外者全員の情報を保有し、それらを常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[10項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (プレフィックス情報 ※情報照会者、情報提供者、事務コード、特定個人情報コード)
その妥当性	番号法により業務主管部署が他機関に情報照会依頼をする際に、区民情報系基盤システムが仲介となって送信するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	企画経営部情報政策課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度	番号法に基づき各業務主管部署が他機関へ情報照会をおこなう必要性が発生した都度	
④入手に係る妥当性	番号法第19条第7項に基づき各業務主管部署が他機関へ情報照会を行う都度、「情報照会電文」を作成する必要があるため。	
⑤本人への明示	本特定個人情報ファイルの入手の根拠・使用目的に関する規定については、各業務主管課において担保されている。	
⑥使用目的 ※	番号法によって定められた情報を他機関へ照会するため	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	企画経営部情報政策課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・各業務システムにより区民情報系基盤システムに連携された、妥当性が担保された情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)を提供情報管理DBに格納する。 ・区民情報系基盤システムは、情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)の宛名番号を統合宛名番号ファイルを用いて統合宛名番号に変換するとともに、中間サーバーの形式にレイアウト・コード変換を実施し、情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)を中間サーバーに送信する。 ・中間サーバーは情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)から情報照会電文を作成し、情報提供ネットワーク(コアシステム)に送信する。情報提供ネットワーク及びインタフェースシステム(ともに国のシステム)は情報提供の正当性を確認したうえで処理通番(中間サーバー受付番号)と提供許可証を中間サーバーに送信する。 ・中間サーバーは、情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)にあわせて、該当者の符号・処理通番(中間サーバー受付番号)・提供許可書をインタフェースシステムを通じて情報提供の求め要求電文をコアシステムに送信する。 ・コアシステムにて符号の突合を行ったうえで、照会先の自治体の中間サーバーに送信する。	
	情報の突合 ※	宛名番号を統合宛名番号に変換するため、対象者本人同一性の担保を統合宛名番号ファイルを用いて実施する。
	情報の統計分析 ※	統計分析は実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	各業務主管部署で実施されるため、該当なし。
⑨使用開始日	平成27年10月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] ＜選択肢＞ (3) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	システム保守作業委託	
①委託内容	区民情報系基盤システム及び中間サーバー副本DBの保守作業の委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)	
その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない)	
⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社NTTデータ東北	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	設計・プログラミング等の業務サポート

委託事項2		システム運用作業委託
①委託内容		区民情報系基盤システムの運用作業の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない)
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	システムオペレーション等の業務サポート

委託事項3		システム機器保守作業委託
①委託内容		区民情報系基盤システム機器の保守作業の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない)
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電子計算株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		①サーバ等はクラウド(以降、ガバメントクラウドを含む)事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。 なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されている事業者、またはISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [定められていない]
	その妥当性	法令等の定めによる
③消去方法		①特定個人情報の消去は大田区からの操作によって実施される。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際、保守交換したHDDはクラウド事業者が管理するデータセンター内に保管される。 また、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める。
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
その必要性	番号法で定められた事務を遂行するために、情報提供ネットワークシステムを通じて連携する区民または住登外者全員の情報を保有し、それらを常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[10項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [○] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [○] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (プレフィックス情報 ※情報照会者、情報提供者、事務コード、特定個人情報コード)
その妥当性	番号法により業務主管部署が他機関に情報照会依頼をする際に、区民情報系基盤システムが仲介となって送信するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	企画経営部情報政策課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☒ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度	番号法に基づき各業務主管部署が他機関へ行った情報照会により、他機関から情報が提供される都度	
④入手に係る妥当性	番号法第19条第7項で定められた内容に基づき他機関から提供された情報であるため。	
⑤本人への明示	本特定個人情報ファイルの入手の根拠・使用目的に関する規定については、各業務主管課において担保されている。	
⑥使用目的 ※	番号法によって定められた情報項目の提供を他機関から提供をうけるため	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	企画経営部情報政策課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・情報照会に基づき、他機関より情報提供ネットワーク(コアシステム)より大田区の間接サーバーに情報提供電文が送信される。 ・中間サーバーは「情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)」を作成し、区民情報系基盤システムへ送信する。 ・区民情報系基盤システムは、「情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)」を提供情報管理DBへ格納し、統合宛名番号ファイルを用いて統合宛名番号を宛名番号に変換し、照会元の業務システムに送付する。	
	情報の突合 ※	統合宛名番号を宛名番号に変換するため、対象者本人同一性の担保を統合宛名番号ファイルを用いて実施する。
	情報の統計分析 ※	統計分析は実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	コアシステム及び情報提供側の他機関で実施されるため、該当なし。
⑨使用開始日	平成27年10月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない 3) 件	
委託事項1	システム保守作業委託	
①委託内容	区民情報系基盤システム及び中間サーバー副本DBの保守作業の委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)	
その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。	
③委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない)	
⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社NTTデータ東北	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	設計・プログラミング等の業務サポート

委託事項2		システム運用作業委託
①委託内容		区民情報系基盤システムの運用作業の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない)
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	システムオペレーション等の業務サポート

委託事項3		システム機器保守作業委託
①委託内容		区民情報系基盤システム機器の保守作業の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない)
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電子計算株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [○] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先1	各業務システム
①法令上の根拠	番号法第9条及び大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年9月30日条例第59号)
②移転先における用途	各業務におけるサービス資格判定、賦課決定等
③移転する情報	各業務で必要とする個人番号を含まない住民情報(住記、税務、国保、介護等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	各業務主管課で保有する情報の更新が発生した都度

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		①サーバ等はクラウド(以降、ガバメントクラウドを含む)事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。 なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されている事業者、またはISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [定められていない]
	その妥当性	法令等の定めによる
③消去方法		①特定個人情報の消去は大田区からの操作によって実施される。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際、保守交換したHDDはクラウド事業者が管理するデータセンター内に保管される。 また、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める。
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
統合宛名番号ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
その必要性	番号法で定められた事務を遂行するために、情報提供ネットワークシステムを通じて連携する区民または住登外者全員の情報を保有し、それらを常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[10項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	番号法により他機関との情報連携を行う際に、各業務主管部署で設定している宛名番号と個人番号を紐付け一意に管理し、番号法における連携業務を安全で確実に実施するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	企画経営部情報政策課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度	住民記録システムにより新規に住民登録が行われた、または各業務主管部署により住登外者が新規に登録された都度	
④入手に係る妥当性	新たに区民となった者及び新たに住登外者となった者について、個人番号・宛名番号・統合宛名番号を統合宛名管理システムの宛名管理DBに正しく確実に登録する必要があるため。	
⑤本人への明示	本特定個人情報ファイルの入手の根拠・使用目的に関する規定については、各業務主管課において担保されている。	
⑥使用目的 ※	番号法によって定められた他機関との情報連携を安全で確実に実施するため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	企画経営部情報政策課
	使用者数	☐ 10人以上50人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・住民記録システムまたは住登外者を登録した業務システムから、新規登録者について、宛名番号、個人番号が区民情報系基盤システムに送信される。 ・区民情報系基盤システムは、統合宛名管理機能により「統合宛名番号ファイル」を参照し、当該住民がすでに登録されていないか、個人番号により突合を行い確認する。 ・該当者が存在しない場合、統合宛名番号を新規に付番し、宛名番号、個人番号と紐づけて「統合宛名番号ファイル」に新規に登録する。 ・該当者が存在した場合、当該住民の宛名番号を照会し、同一である場合は既登録者として処理する。宛名番号が異なる場合は、新規の宛名番号のみを追加して登録する。 ・登録後、符号取得処理を行う。 ・個人番号の格納を必要とする各業務システムについては、個人番号の新規登録及び更新時に区民情報系基盤システムから個人番号を移転する。	
	情報の突合 ※	対象者本人の同一性の担保を個人番号により突合する。
	情報の統計分析 ※	統計分析は実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	各業務主管部署で実施されるため、該当なし。
⑨使用開始日	平成27年10月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (3) 件	
委託事項1	システム保守作業委託	
①委託内容	区民情報系基盤システム及び中間サーバー副本DBの保守作業の委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)	
その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない)	
⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社NTTデータ東北	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	設計・プログラミング等の業務サポート

委託事項2		システム運用作業委託
①委託内容		区民情報系基盤システムの運用作業の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない)
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	システムオペレーション等の業務サポート

委託事項3		システム機器保守作業委託
①委託内容		区民情報系基盤システム機器の保守作業の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない)
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電子計算株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [○] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	
移転先1	個人番号の格納を必要とする庁内業務システム
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)
②移転先における用途	番号法によって定められた対象区民本人の真正性の担保のため。
③移転する情報	個人番号
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	対象となる区民の新規登録時

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		①サーバ等はクラウド(以降、ガバメントクラウドを含む)事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。 なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されている事業者、またはISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [定められていない]
	その妥当性	法令等の定めによる
③消去方法		①特定個人情報の消去は大田区からの操作によって実施される。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際、保守交換したHDDはクラウド事業者が管理するデータセンター内に保管される。 また、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める。
7. 備考		

1. 特定個人情報ファイル名

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
------------	---------------	--

[システム用ファイル] 1) システム用ファイル
2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)

- 1) システム用ファイル
- 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)

[10万人以上100万人未満]

2) 1万人以上10万人未満
3) 10万人以上100万人未満
4) 100万人以上1,000万人未満
5) 1,000万人以上

- 1) 1万人未満
- 2) 1万人以上10万人未満
- 3) 10万人以上100万人未満
- 4) 100万人以上1,000万人未満
- 5) 1,000万人以上

住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)

番号法で定められた事務を遂行するために、情報提供ネットワークシステムを通じて連携する区民または住登外者全員の情報を保有し、それらを常に正確に更新・管理・提供するため。

[10項目未満] 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満
3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上

1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満
3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上

・識別情報

[] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号)

・連絡先等情報

[○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等)

[] その他住民票関係情報

・業務関係情報

[] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報

[] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報

[] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報

[] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報

[] 災害関係情報

[] その他 ()

番号法により、個人番号に関する宛名を管理する際には当該住民の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を保持することとなっているため。

別添2を参照。

平成27年10月1日

企画経営部情報政策課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度		住民記録システム及び各業務主管部署において、新規に住民登録及び住登外者の登録が行われる都度	
④入手に係る妥当性		新たに区民となった者及び新たに住登外者となった者について、基本4情報等を区民情報系基盤システムの宛名管理DBに正しく確実に登録する必要があるため。	
⑤本人への明示		本特定個人情報ファイルの入手の根拠・使用目的に関する規定については、各業務主管課において担保されている。	
⑥使用目的 ※		番号法によって定められた他機関との情報連携を安全で確実に実施するため。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	企画経営部情報政策課	
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		・住民記録システムまたは住登外者を登録した業務システムから、新規登録者または異動者の宛名番号・個人番号に付して、最新の基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)が送信される。 ・区民情報系基盤システムは、統合宛名管理機能により、付番した統合宛名番号をもとに「統合宛名情報ファイル」を参照し、同一住民の基本4情報がすでに登録されていないか確認する。 ・該当者が存在しない場合、統合宛名番号とともに基本4情報等を「統合宛名情報ファイル」に新規に登録する。 ・該当者が存在した場合、当該住民の基本4情報を最新情報に更新する。	
情報の突合 ※		取り扱う特定個人情報は発生源となる業務主管部署のみから入手する。情報項目間の本人の情報であるという同一性の担保は統合宛名番号ファイル(統合宛名番号・個人番号・宛名番号等)により行う。	
情報の統計分析 ※		統計分析は実施しない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		各業務主管部署で実施されるため、該当なし。	
⑨使用開始日		平成27年10月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (3) 件	
委託事項1	システム保守作業委託	
①委託内容	区民情報系基盤システム及び中間サーバー副本DBの保守作業の委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)	
その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない)	
⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社NTTデータ東北	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	設計・プログラミング等の業務サポート

委託事項2		システム運用作業委託
①委託内容		区民情報系基盤システムの運用作業の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない)
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	システムオペレーション等の業務サポート

委託事項3		システム機器保守作業委託
①委託内容		区民情報系基盤システム機器の保守作業の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない)
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電子計算株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		①サーバ等はクラウド(以降、ガバメントクラウドを含む)事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。 なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されている事業者、またはISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [定められていない]
	その妥当性	法令等の定めによる
③消去方法		①特定個人情報の消去は大田区からの操作によって実施される。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際、保守交換したHDDはクラウド事業者が管理するデータセンター内に保管される。 また、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める。
7. 備考		

1. 特定個人情報ファイル名

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
------------	---------------	--

[システム用ファイル]

- 1) システム用ファイル
- 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)

- 1) システム用ファイル
- 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)

[10万人以上100万人未満]

2) 1万人以上10万人未満
 3) 10万人以上100万人未満
 4) 100万人以上1,000万人未満
 5) 1,000万人以上

- 1) 1万人未満
- 2) 1万人以上10万人未満
- 3) 10万人以上100万人未満
- 4) 100万人以上1,000万人未満
- 5) 1,000万人以上

住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)

番号法で定められた事務を遂行するために、情報提供ネットワークシステムを通じて連携する区民または住登外者全員の情報を保有し、それらを常に正確に更新・管理・提供するため。

[10項目未満] 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満
 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上

1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満
3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上

[illegible]

番号法により、他機関との情報連携に際しては個人番号は使用せず、符号を使用する定めとなっているため、符号取得のための情報が必要となる。

別添2を参照。

平成27年10月1日

企画経営部情報政策課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☒ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度		住民記録システムにより新規に住民登録が行われた、または各業務主管部署により住登外者が新規に登録された都度	
④入手に係る妥当性		新たに区民となった者及び新たに住登外者となった者について、それぞれに対し符号を発行し管理する必要がある、発行された符号は情報提供ネットワークからのみ入手可能であるため。	
⑤本人への明示		本特定個人情報ファイルの入手の根拠・使用目的に関する規定については、各業務主管課において担保されている。	
⑥使用目的 ※		番号法によって定められた他機関との情報連携の際に、符号の発行及び発行された符号の管理を安全で確実に実施するため。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	企画経営部情報政策課	
	使用者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		・区民情報系基盤システムは、統合宛名番号を中間サーバーに送信する。 ・中間サーバーは情報提供ネットワーク(インターフェースシステム)(国のシステム)に「処理通番(中間サーバー受付番号)」を要求する。 ・情報提供ネットワーク(インターフェースシステム)は処理通番(中間サーバー受付番号)を発行し、中間サーバーに送信する。 ・中間サーバーは、処理通番(中間サーバー受付番号)と統合宛名番号を紐付け、区民情報系基盤システムに送信する。 ・区民情報系基盤システムは、処理通番(中間サーバー受付番号)と個人番号を住民記録システムを介して住民基本台帳ネットワークに送信する。 ・住民基本台帳ネットワークは、個人番号と紐づく住民票コードを確認し、情報提供ネットワーク(コアシステム)(国のシステム)に送信する。 ・情報提供ネットワーク(コアシステム)は、住民票コードから変換した符号を発行し、中間サーバーに送信する。 ・中間サーバーは、処理通番(中間サーバー受付番号)と符号と統合宛名番号を突合し、同一であれば符号を格納する。 ・中間サーバーは、符号格納処理が終了した通知を区民情報系基盤システムに送信し、処理通番(中間サーバー受付番号)を削除する。	
情報の突合 ※		対象者本人の同一性は個人番号及び統合宛名番号の突合により担保する。	
情報の統計分析 ※		統計分析は実施しない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		番号法等の法令の目的及び定めにより、他機関との情報連携を安全に確実にを行うため、符号の取得は必須事項である。	
⑨使用開始日		平成27年10月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない 3) 件	
委託事項1	システム保守作業委託	
①委託内容	区民情報系基盤システム及び中間サーバー副本DBの保守作業の委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)	
その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。	
③委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない)	
⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社NTTデータ東北	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	設計・プログラミング等の業務サポート

委託事項2		システム運用作業委託
①委託内容		区民情報系基盤システムの運用作業の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない)
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	システムオペレーション等の業務サポート

委託事項3		システム機器保守作業委託
①委託内容		区民情報系基盤システム機器の保守作業の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない)
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電子計算株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		①サーバ等はクラウド(以降、ガバメントクラウドを含む)事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。 なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されている事業者、またはISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [定められていない]
	その妥当性	法令等の定めによる
③消去方法		①特定個人情報の消去は大田区からの操作によって実施される。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際、保守交換したHDDはクラウド事業者が管理するデータセンター内に保管される。 また、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める。
7. 備考		

1. 特定個人情報ファイル名

2. 基本情報

		<選択肢> 1) システム用ファイル
--	--	-----------------------

60

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 （住民情報の発生源である業務主管部署） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）	
③入手の時期・頻度		各業務主管部署において、住民情報の更新が発生する都度	
④入手に係る妥当性		各業務主管課で保有する情報の更新が発生した際に、当該情報を必要とする業務システムに最新で正確な住民情報を提供し、業務の正確性を担保するため。	
⑤本人への明示		本ファイルの入手の根拠・使用目的に関する規定については、各業務主管課において担保されている。	
⑥使用目的 ※		各業務主管課で保有する情報の更新が発生した際に、当該情報を必要とする業務システムに最新で正確な住民情報を提供する。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	企画経営部情報政策課	
	使用者数	☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☒ 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		・各業務主管部署により妥当性を保証された個人番号を含まない住民情報について、更新が発生した都度庁内連携により取得し、区民情報系基盤システムの区民情報DBに庁内連携ファイルとして格納する。 ・格納した庁内連携ファイルについて庁内ネットワークを介して情報を必要とする各業務システムへ連携する。 ・各業務システムは取得した連携ファイルを自システムのフォーマット等に変換し、情報の更新を行う。 ・情報連携を必要とせず参照のみが必要な業務については、区民情報系基盤システムの情報参照機能により、定められた利用権限に応じて参照端末上に庁内連携ファイルを画面表示する。	
情報の突合 ※		取り扱う住民情報は発生源となる業務主管部署のみから入手する。情報項目間の本人の情報であるという同一性の担保は宛名番号のみで行う。	
情報の統計分析 ※		統計分析は実施しない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		各業務主管部署で実施されるため、該当なし。	
⑨使用開始日		平成27年10月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] ＜選択肢＞ (3) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	システム保守作業委託	
①委託内容	区民情報系基盤システム及び中間サーバー副本DBの保守作業の委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)	
その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない)	
⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社NTTデータ東北	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	設計・プログラミング等の業務サポート

委託事項2		システム運用作業委託
①委託内容		区民情報系基盤システムの運用作業の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない)
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	システムオペレーション等の業務サポート

委託事項3		システム機器保守作業委託
①委託内容		区民情報系基盤システム機器の保守作業の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない)
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電子計算株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [○] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先1	各業務システム
①法令上の根拠	番号法第9条及び大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年9月30日条例第59号)
②移転先における用途	各業務におけるサービス資格判定、賦課決定等
③移転する情報	各業務で必要とする個人番号を含まない住民情報(住記、税務、国保、介護等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	各業務主管課で保有する情報の更新が発生した都度

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		①サーバ等はクラウド(以降、ガバメントクラウドを含む)事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。 なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されている事業者、またはISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [定められていない]
	その妥当性	法令等の定めによる
③消去方法		①特定個人情報の消去は大田区からの操作によって実施される。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際、保守交換したHDDはクラウド事業者が管理するデータセンター内に保管される。 また、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1 提供情報ファイル

【業務として用いるもの】

『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)』に定める情報及びデータレイアウトの全項目(提供者が市区町村長とされているものに限る)ならびに附則第6条に定める区民または住登外者の利益になると認められる情報(情報提供ネットワークシステムを通じたお知らせ情報)

【業務記録として登録するもの】

・通番・履歴番号・更新年月日・最終更新年月日・送信年月日・送信元所属コード・処理状態

2 情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)

【業務として用いるもの】

・宛名番号・統合宛名番号・符号・情報照会者機関コード・情報提供者機関コード・事務コード・事務手続コード・特定個人情報名コード・情報照会許可依頼受信日時・処理通番(中間サーバー受付番号)

【業務記録として登録するもの】

・通番・発行年月日・発行番号・発行者ID・発行所属コード・受信年月日・送信年月日・送信元所属コード・処理状態

3 情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)

【業務として用いるもの】

・統合宛名番号・符号・宛名番号・情報照会者・情報提供者・事務コード・特定個人情報コード・提供情報・処理通番(中間サーバー受付番号)

【業務記録として登録するもの】

・通番・照会発行年月日・発行番号・発行者ID・発行所属コード・受信年月日・送信年月日・送信元所属コード・処理状態

4 統合宛名番号ファイル

【業務として用いるもの】

・個人番号・統合宛名番号・宛名番号

【業務記録として登録するもの】

・通番・履歴番号・更新年月日・最終更新年月日・受信年月日・送信元所属コード

5 統合宛名情報ファイル

【業務として用いるもの】

・統合宛名番号・宛名番号・氏名・住所・生年月日・性別

【業務記録として登録するもの】

・通番・履歴番号・更新年月日・最終更新年月日・受信年月日・送信元所属コード

6 符号管理ファイル

【業務として用いるもの】

・個人番号・統合宛名番号・宛名番号・処理通番・符号

【業務記録として登録するもの】

・通番・処理通番発行依頼年月日・符号発行依頼年月日・最終更新年月日・処理状態

7 庁内連携ファイル

【業務として用いるもの】

個人番号を含まない以下に分類される住民情報

・住民票関係情報・地方税関係情報・健康医療関係情報・医療保険関係情報・児童福祉子育て関係情報

・障害者福祉関係情報・生活福祉社会福祉関係情報・介護高齢者福祉関係情報・年金関係情報

【業務記録として登録するもの】

・通番・履歴番号・更新年月日・最終更新年月日・送信年月日・送信元所属コード・処理状態

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
【区民情報系基盤システム】 1.提供情報ファイル 2.情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル) 3.情報提供ファイル(情報照会結果ファイル) 4.統合宛番号ファイル 5.統合宛名情報ファイル 6.庁内連携ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	データ連携において、必要なデータ項目以外の連携を制限し対象者以外の特定個人情報を保有しないようにしている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	データ連携において、必要なデータ項目以外の連携を制限し不要な情報を保有しないようにしている。
その他の措置の内容	なし
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。 端末からのアクセスは、区民情報系基盤システム内にある通信機器やファイアウォールにて通信を制御し暗号化している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	本人からの特定個人情報の入手が無いため対象外
個人番号の真正性確認の措置の内容	本人からの特定個人情報の入手が無いため対象外
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	①職員等が業務上必要のない情報の作成をすることを禁止している。 ②情報を作成する者は、情報の作成時に大田区で定められている、情報資産レベル・機密性・完全性・可用性による情報資産の分類に基づき、実施手順に当該情報の分類と取扱制限を定めている。 ③区民情報系基盤システムのユーザは、区民情報系基盤システムに連携されたデータやファイルに直接アクセス権を持たせない仕様としている。 ④不正なデータを連携したことによって区民情報系基盤システムが停止した場合、システム管理者が不正データを除去又は修正する機能を設けている。 ⑤特定個人情報の区民情報系基盤システム内でのデータは、連携の連番チェックを行い常に最新を担保している。
その他の措置の内容	なし
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	①情報を作成する者は、紛失や流出等の防止や情報の作成途中で不要になった場合の当該情報の消去を義務付けている。 ②情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、情報資産の分類に応じた常時の適切な取扱を定めている。 ③庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。 端末からのアクセスは、区民情報系基盤システム内にある通信機器やファイアウォールにて通信を制御し暗号化している。 ④区民情報系基盤システムのユーザは、区民情報系基盤システムに連携されたデータやファイルに直接アクセス権を持たせない仕様としている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
なし	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	①人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除し、利用されていないIDが放置されないよう、定期的に点検している。 ②庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。また、データ連携機能要件を定め目的を超えたアクセスを防止している。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	対象とするシステムは事務で使用するその他システムに該当しないため対象外	
その他の措置の内容	なし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①ユーザ認証は、生体登録等によって行い、ユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けて適正に管理している。 <生体認証> ・生体認証でログインした際、操作者が離席した時に自動で端末画面がロックされ操作できなくなる機能等を設ける。 <ID> ・自己が利用しているIDは、他者に知られないように管理し、他人に利用させてはならない。また、他人のIDを利用してはならない。 <パスワード> ・パスワードは、他者に知られないように管理しなければならない。 ・パスワードは十分な長さとし、文字列は第三者が類推することが困難なものにしなければならない。 等 ②システムにユーザ管理機能を設けている。 ③生体登録情報の認証結果を利用してシステム認証を行う機能(シングルサインオン連携)を設けている。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①アクセス権限の発効・失効の管理として、ユーザ登録及び抹消等の手続を定めており、人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除する手順を設けている。 ②随時のアクセス権設定リクエストに対し、権限の付与・削除を行う機能を設けている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除し、利用されていないIDが放置されないよう、定期的に点検している。 ②システム担当課職員への特権IDの付与状況を一元管理し、定期的にその状況を点検している。 ③管理者権限等の特権を付与されたIDを利用する者を必要最小限にし、当該IDのパスワードの漏えい等が発生しないよう、当該ID及びパスワードを厳重に管理する。 ④外部からの不正アクセス、なりすましや庁内からの不正アクセスを考慮し、アクセス権限の一覧を作成し、一覧に基づきアクセス制御等の対策を行っている。 ⑤システムへのログインを含めアクセスログを取得する機能を設けている。(取得したアクセスログは証跡が追える形式で保存する。)	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	①アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、保管することを定めている。 また、取得したアクセス記録等が詐取、改ざん、誤消去等されないように必要な措置を講じている。 ②サーバー側のシステム管理者を含めアクセスログを出力する機能を設けている。	
その他の措置の内容	なし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	①業務上予め定められた目的以外の情報資産を使用することを禁止とするルールを定めている。 ②利用を許可されていない情報の使用を禁止とするルールを定めている。 ③情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、常に適切な取扱いを行うこととするルールを定めている。 ④庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。また、データ連携機能要件を定め目的を超えたアクセスを防止している。 ⑤サーバー側のシステム管理者を含めアクセスログを出力する機能を設けている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	①業務上必要の無い情報の作成を禁止するルールを定めている。 ②外部記憶媒体にコピーする必要がある場合、外部記憶媒体利用管理簿で管理するルールを定めている。 ③庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。また、データ連携機能要件を定め目的を超えたアクセスを防止している。 ④サーバー側のシステム管理者を含めアクセスログを出力する機能を設けている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	①外部委託先において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認するルールを設けている。 ②システム運用・保守の外部委託先に、情報セキュリティ対策に関する管理状況を定期的に報告させるルールを設けている。 等の内容を、保守委託契約書に明記している。 ③委託先事業者全般について、定期会議等で履行状況を確認している。 ④システム保守事業者が作業で使用する機器など事前に申請を受け、その通りのものを持ち込んでいるか確認している。サーバ室等への入退室管理を行っている。作業で使用了資料の返却など確認している。 ⑤委託先事業者全般について、インシデント発生時やその予兆があった場合、速やかに報告することを義務付けている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	①委託先に対するアクセス権限の発効・失効のルールや手順を設けている。 ②委託先のユーザIDに対するアクセス権限の付与・削除・期限管理機能を設けている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	①各システム及び各ネットワークの運用・システム設定変更・保守等のために実施した作業は、システム設定変更等の記録簿による管理やシステムログ等により、作業内容、作業名等を記録するルールを定めている。 ②庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。また、データ連携機能要件を定め目的を超えたアクセスを防止している。 ③サーバー側のシステム管理者を含めアクセスログを出力する機能を設けている。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書により、知りえた情報の秘密の保持、第三者への提供を禁止している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書による外部への持出しの禁止を定めている他、保護ケース等による運搬や、暗号化、記録簿による管理などを定めている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書により提供資料の返還の義務付けや、契約終了後の情報の消去等を定めている。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約書により、受託業務以外の目的外利用、複写複製等の禁止や、施設設備の適正な管理などを定めている。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託契約書により、以下の様な適切な取扱いを担保している ①再委託先の履行について委託元の責務 ②再委託前の事前承認の義務 ③再委託先との同一管理要件による契約締結義務 など。	
その他の措置の内容	なし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
なし		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	☐ 記録を残している ☐ 記録を残していない
具体的な方法	対象ファイル：「3.情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)」、「4.統合宛名番号ファイル」「7.庁内連携ファイル」 ①統合宛名管理機能の管理端末を使用する際には、操作ログを残すようにしている。 連携部分については、記録を行っていないが以下の機能により、情報の完全性を担保している。 ②庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。また、データ連携機能要件を定め目的を超えたアクセスを防止している。 ③特定個人情報の区民情報系基盤システム内のデータは、連携の連番チェックを行い常に最新を担保している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	☐ 定めている ☐ 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	①区民情報系基盤システムによるデータ連携は、設計書に記載のあるシステム以外への提供は行わないルールを定めている。 ②業務で個人情報を扱う際には、個人情報保護審議会による承認が必要である。	
その他の措置の内容	なし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	☐ 十分に力を入れている ☐ 十分である ☐ 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	対象ファイル：「3.情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)」、「4.統合宛名番号ファイル」「7.庁内連携ファイル」 ①人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除し、利用権限の無い、または利用権限の異なる操作がされないよう、定期的に点検するルールを定めている。 ②管理者権限等の特権を付与されたIDを利用する者を必要最小限にし、当該IDのパスワードの漏えい等が発生しないよう、当該ID及びパスワードを厳重に管理するルールを定めている。 ③特権を付与されたID及びパスワードの設定・変更について、外部委託事業者へ行わせる場合の監視や作業ログの確認等を行うルールを定めている。 ④庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。 端末からのアクセスは、区民情報系基盤システム内にある通信機器やファイアウォールにて通信を制御しロードバランサーにて暗号化している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	☐ 十分に力を入れている ☐ 十分である ☐ 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	対象ファイル：「3.情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)」「4.統合宛名番号ファイル」「7.庁内連携ファイル」 ①連携データに誤りがあるか、定期的に提供元データと突合チェックを実施する手順を設けている。 ②庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。 端末からのアクセスは、区民情報系基盤システム内にある通信機器やファイアウォールにて通信を制御しロードバランサーにて暗号化している。また、整合性を図る観点から各連携システムが管理する範囲にあわせて保持する仕組みとし、整合性チェックを行える仕組みを構築している。 ③区民情報系基盤システムによるデータ連携は、設計書に記載のあるシステム以外への提供を行っていない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	☐ 十分に力を入れている ☐ 十分である ☐ 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
なし		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されているクラウド事業者、またはISMAPのリストに登録予定のクラウド（以降、ガバメントクラウドを含む）事業者から調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築する前提として、評価対象事務に係るシステムの設置場所において、次の物理的対策を設けている。 ・地震等の振動対策のための、床への固定等 ・盗難対策のための、固定や施錠等 ・停電時における安全な停止対策のための、無停電電源装置の設置 ・ディスク障害等のシステム障害時に備えるための、ディスクの2重化などのデータ冗長化 ・「生体認証」による入退出の管理 ・事前に許可されていない装置等を外部に持出できないなどを定め、実施している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	①評価対象事務に係るシステムにおいて、次の様なルールを設けている。 <サーバー等情報システムの対策> ・一般ユーザのパスワードの定期的な変更 ・システム運用保守における作業の記録及び記録の適切な管理 ・ネットワーク構成図、情報システム仕様書の適切な管理 等 <端末機器の管理> ・接続する端末機器の適切な設置・変更・廃止 ・接続する端末機器の状況の定期的な確認 等 <ネットワークの対策> ・ネットワーク機器の適切な設定およびアクセス制御 ・接続するネットワーク機器の状況の定期的な確認 等 <ソフトウェアの管理> ・ソフトウェアの無断インストール禁止 ・ソフトウェアの適切な管理 ・定期的なソフトウェア導入状況の点検、およびパッチの適用 等 ②庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。 端末からのアクセスは、区民情報系基盤システム内にある通信機器やファイアウォールにて通信を制御しロードバランサーにて暗号化している。また、整合性を図る観点から各連携システムが管理する範囲にあわせて保持する仕組みとし、整合性チェックを行える仕組みを構築している。 ③評価対象事務に係るシステムにおいて、次の技術的対策を講じている。 <不正プログラム対策> ・不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルの最新化 ・不正プログラム対策のソフトウェアの更新 <不正アクセス対策> ・攻撃の記録の保存 ・庁内のサーバー等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃の監視 <データ暗号化> ・データを保管するストレージ筐体全体のデータ暗号化 ④クラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ⑤区民情報系基盤システムは、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑥クラウド事業者の運用保守地点からクラウドサービスへの接続については、閉域ネットワークで構成する。

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者と同様に管理しているため、以下の規定等を定めている。 ①指定端末以外の情報機器内に情報資産を保存する場合は、定期的なバックアップの取得等の必要な対策を義務付けている。 ②漏洩・滅失・毀損リスクに対策として、庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。 端末からのアクセスは、区民情報系基盤システム内にある通信機器やファイアウォールにて通信を制御しロードバランサーにて暗号化している。 また、滅失・毀損から確実かつ迅速にリカバリが行えるよう世代管理を行いバックアップを実施している。	
その他の措置の内容	なし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	①特定個人情報の区民情報系基盤システムのデータは、連携の連番チェックを行い常に最新を担保している。 また、滅失・毀損から確実かつ迅速にリカバリが行えるよう世代管理を行いバックアップを実施している。 ②区民情報系基盤システムへデータが格納される項目ごとに、中間サーバーへ当該データを連携する間隔を定義し、データ連携を実施するよう設計されている。 ③バックアップデータはストレージで記録する際に世代管理を行い、最新のデータを担保し古い世代のバックアップデータを保持し続けない設計になっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	①サーバー等の廃棄に伴うデータ消去については、廃棄サーバーに記録されたデータやファイルを、消磁機や消去ソフトを使用して、又は破砕するなど完全に復元できないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する手順を設けている。 ②区民情報系サーバー機器群上に構築されているシステムで利用しているサーバー等の廃棄に伴うデータ消去については、廃棄サーバーやディスクに記録されたデータやファイルを、消磁機や消去ソフトを使用して、又は破砕するなど完全に復元できない状態とし、HDD消去記録票にて管理している。	
その他の措置の内容	なし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
なし		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
【中間サーバー】 1.提供情報ファイル 2.符号管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	中間サーバー機器と区民情報系基盤システムとの通信は、ファイアウォールによる通信制御及びLGWANサーバー証明書を用いたSSL通信による暗号化を行っている
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	①中間サーバー機器と区民情報系基盤システムとの通信は、ファイアウォールによる通信制御及びLGWANサーバー証明書を用いたSSL通信による暗号化を行っている ②特定個人情報を取り扱う利用事務ごとにアクセス制御を行っている
その他の措置の内容	なし
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	①中間サーバー機器は、他のシステムとは物理的に独立した機器構成をしており、区民情報系基盤システムとの通信は、ファイアウォールによる通信制御及びLGWANサーバー証明書を用いたSSL通信による暗号化を行っている ②特定個人情報を取り扱う利用事務ごとにアクセス制御を行っている
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	本人からの特定個人情報の入手が無いため対象外
個人番号の真正性確認の措置の内容	本人からの特定個人情報の入手が無いため対象外
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	①中間サーバー機器と区民情報系基盤システムとの通信は、ファイアウォールによる通信制御及びLGWANサーバー証明書を用いたSSL通信による暗号化を行っている ②特定個人情報を取り扱う利用事務ごとにアクセス制御を行っている ③区民情報系基盤システムから連携された特定個人情報を副本として情報提供データベースへ反映させる機能を持っている ④区民情報系基盤システムの持つ正本と中間サーバーが持つ副本の整合性を確認できるよう、副本をファイルとして出力する機能を持っている
その他の措置の内容	なし
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	①中間サーバー機器は、他のシステムとは物理的に独立した機器構成をしており、区民情報系基盤システムとの通信は、ファイアウォールによる通信制御及びLGWANサーバー証明書を用いたSSL通信による暗号化を行っている ②特定個人情報を取り扱う利用事務ごとにアクセス制御を行っている
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
なし	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	権限の無い者がシステムを操作し、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われないうに、以下の対策を行なっている。 ①人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除し、利用されていないIDが放置されないよう、定期的に点検している。 ②中間サーバー機器と区民情報系基盤システムとの通信は、ファイアウォールによる通信制御及びLGWANサーバー証明書を用いたSSL通信による暗号化を行っている ③特定個人情報を取り扱う利用事務ごとにアクセス制御を行っている	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	対象とするシステムは事務で使用するその他システムに該当しないため対象外	
その他の措置の内容	なし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①ユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けて適正に管理している。 <ID> ・自己が利用しているIDは、他者に知られないように管理し、他人に利用させてはならない。また、他人のIDを利用してはならない。 <パスワード> ・パスワードは、他者に知られないように管理しなければならない。 ・パスワードは十分な長さとし、文字列は第三者が類推することが困難なものにしなければならない。 等 ②中間サーバーの認証・権限管理機能により、中間サーバーへログインする利用者のアクセス権限の登録、更新、削除等を行っている。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①アクセス権限の発効・失効の管理として、ユーザ登録及び抹消等の手続を定めており、人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除する手順を設けている。 ②中間サーバーの認証・権限管理機能により、中間サーバーへログインする利用者のアクセス権限の登録、更新、削除等を行っている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	アクセス権限の管理について、以下のルールを設けて適正に管理している。 ①人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除し、利用されていないIDが放置されないよう、定期的に点検している。 ②システム担当課職員への特権IDの付与状況を一元管理し、定期的にその状況を点検している。 ③管理者権限等の特権を付与されたIDを利用する者を必要最小限にし、当該IDのパスワードの漏えい等が発生しないよう、当該ID及びパスワードを厳重に管理する。 などの対策を行なっている。 ④中間サーバーの認証・権限管理機能により、中間サーバーへログインする利用者のアクセス権限の登録、更新、削除等を行っている。	

特定個人情報の使用の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	①アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、保管することを定めている。また、取得したアクセス記録等が詐取、改ざん、誤消去等されないように必要な措置を講じている。 ②中間サーバーを利用して情報照会及び提供を行った際のアクセス記録を保持し、アクセス記録の検索、抽出、出力等の機能を持っている。	
その他の措置の内容		なし	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容		従業者が不正に使用しないように、 ①(1)情報資産を利用する者の業務上予め定められた目的以外の情報資産使用禁止。利用を許可されていない情報の使用禁止。 (2)情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、常に適切な取扱を行うこと。 などを定めている。 ②中間サーバーを利用して情報照会及び提供を行った際のアクセス記録を保持し、アクセス記録の検索、抽出、出力等の機能を持っている。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容		不正に複製されることが無い様に ①業務上必要の無い情報の作成を禁止するルールを定めている。 ②外部記憶媒体にコピーする必要がある場合、外部記憶媒体利用管理簿で管理するルールを定めている。 ③中間サーバー機器は、他のシステムとは物理的に独立した機器構成をしており、区民情報系基盤システムとの通信は、ファイアウォールによる通信制御及びLGWANサーバー証明書を用いたSSL通信による暗号化を行っている ④中間サーバーを利用して情報照会及び提供を行った際のアクセス記録を保持し、アクセス記録の検索、抽出、出力等の機能を持っている。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
なし			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	対象ファイル:「1.提供情報ファイル」 ①中間サーバーを利用して情報照会及び提供を行った際のアクセス記録を保持し、アクセス記録の検索、抽出、出力等の機能を持っている。 ②区民情報系基盤システムから連携された特定個人情報を副本として情報提供データベースへ反映させる機能を持っている。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	①区民情報系基盤システムとのデータ連携は、区民情報系基盤システム設計書に記載のあるシステム以外への提供は行わないルールを定めている。 ②業務で個人情報を扱う際には、個人情報保護審議会による承認が必要である。		
その他の措置の内容	なし		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	対象ファイル:「1.提供情報ファイル」 ①中間サーバー機器は、他のシステムとは物理的に独立した機器構成をしており、区民情報系基盤システムとの通信は、ファイアウォールによる通信制御及びLGWANサーバー証明書を用いたSSL通信による暗号化を行っている。 ②特定個人情報を取り扱う利用事務ごとにアクセス制御を行っている。 ③中間サーバーの認証・権限管理機能により、中間サーバーへログインする利用者のアクセス権限の登録、更新、削除等を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	対象ファイル:「1.提供情報ファイル」 ①中間サーバー機器は、他のシステムとは物理的に独立した機器構成をしており、区民情報系基盤システムとの通信は、ファイアウォールによる通信制御及びLGWANサーバー証明書を用いたSSL通信による暗号化を行っている。 ②特定個人情報を取り扱う利用事務ごとにアクセス制御を行っている。 ③中間サーバーと区民情報系基盤システムのデータ連携は、区民情報系基盤システム設計書に記載のあるシステム以外への提供を行っていない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
なし			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)		[] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	対象ファイル:「2.符号管理ファイル」 ①職員等が、業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録することは禁止されている。 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ②情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供許可証を受領してから情報照会を実施する仕組みになっている。 これにより番号法定められた情報連携以外の照会は拒否されるため、目的外の特定個人情報の入手を制御している。 ③職員認証、権限管理機能で、権限のない職員のアクセスを防ぎ、目的外の特定個人情報の入手が行われることを制御している。ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ④どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。 なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可能としている。				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている				

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	対象ファイル:「2.符号管理ファイル」 ①番号法に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目等が定められている情報のみ入手している。 ②提供先においても、誤った情報を提供した場合の措置が担保されている。 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ③中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	入手の際に情報漏えい・紛失しないように ①情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等を防止を義務付ける。 また、情報の作成途上で不要になった情報は消去する。 ②情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、常時に適切な取扱を義務付ける。 ことなどを定める。 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ③特定個人情報を送信する際は暗号化を行っており、受信する際には復号を行っている。 また、情報照会が完了または中断した情報照会結果については、一定期間経過後に自動削除する。 ④情報提供ネットワークを介して特定個人情報を送信する際、暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。 ⑤職員認証・権限管理機能によりアクセス権限を管理している。ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ⑥ログの取得を行い、取得したログについては適切な頻度で不正検知の目的で確認を行っている。 ⑦中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。ネットワークはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離し暗号化を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	対象ファイル:「1.提供情報ファイル」 ①機密性の高い情報資産を他部署等に提供する者は、事前にセキュリティ管理者に許可を得るよう規定が定められている。 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ②情報提供ネットワークシステムから配信されるマスター(照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関コード、事務コード、特定個人情報種別コード等のマスター情報)に基づき不正な特定個人情報の提供が行われることを制御している。 特に慎重な対応を求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、送信内容を改めて確認したうえで提供を行う。 ③職員認証、権限管理機能で、権限のない職員のアクセスを防ぎ、不正な特定個人情報の提供が行われることを制御している。ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ④どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。 なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可能とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	対象ファイル:「1.提供情報ファイル」 ①情報資産を利用する者は、業務の予め定められた目的以外に情報資産を利用することを禁止されている。 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ②情報提供ネットワークシステムから配信されるマスター(照合許可照合リスト情報、この情報を構成する機関コード、事務コード、特定個人情報種別コード等のマスター情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。 情報提供の際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証とともに情報照会者までの経路情報を受領し提供する情報を生成する。 ③職員認証、権限管理機能で、権限のない職員のアクセスを防ぎ、不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ④どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は職員認証・権限管理機能を用いて設定可能とする。 ⑤中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。ネットワークはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信用線を分離し暗号化を行っている。	
	リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	対象ファイル:「1.提供情報ファイル」 ①機密性の高い情報資産の完全性を確保するため、処理・入力時の複数確認を行うよう規定が定められている。 ②機密性の高い情報資産を他部署等に提供する者は、事前にセキュリティ管理者に許可を得るよう規定が定められている。 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ③情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、照会内容に対応した情報提供を行う。また、保管されたアクセス記録より提供先情報を抽出する機能を有している。 ④「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェック及び中間サーバー接続端末の画面表示により情報提供データベースの内容を確認することができる。 ⑤正本・副本に差異が無いかを確認するために定期的に突合用ファイルを出力するための突合用ファイル出力機能を有している ⑥情報提供ネットワークシステムから配信されるマスター(照合許可照合リスト情報、この情報を構成する機関コード、事務コード、特定個人情報種別コード等のマスター情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。	
	リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
なし		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<中間サーバーにおける対策> 中間サーバーは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 <大田区における対策> 評価対象事務に係るシステムの設置場所において、次の物理的対策を設けている。 ・地震等の振動対策のための、床への固定等 ・盗難対策のための、固定や施錠等 ・停電時における安全な停止対策のための、無停電電源装置の設置 ・ディスク障害等のシステム障害時に備えるための、ディスクの2重化などのデータ冗長化 ・「生体認証」による入退出の管理
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	①評価対象事務に係るシステムにおいて、次の様なルールを設けている。 <サーバー等情報システムの対策> ・一般ユーザのパスワードの定期的な変更 ・システム運用保守における作業の記録及び記録の適切な管理 ・ネットワーク構成図、情報システム仕様書の適切な管理 等 <端末機器の管理> ・接続する端末機器の適切な設置・変更・廃止 ・接続する端末機器の状況の定期的な確認 等 <ネットワークの対策> ・ネットワーク機器の適切な設定およびアクセス制御 ・接続するネットワーク機器の状況の定期的な確認 等 <ソフトウェアの管理> ・ソフトウェアの無断インストール禁止 ・ソフトウェアの適切な管理 ・定期的なソフトウェア導入状況の点検 等 ②中間サーバーでは、UTM (コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを包括的に保護する装置) の導入により、アクセス制限、侵入検知、侵入防止対策を行っている。 また、機器は、他のシステムとは物理的に独立した機器構成をしており、区民情報系基盤システムとの通信は、ファイアウォールによる通信制御及びLGWANサーバー証明書を用いたSSL通信による暗号化をおこなっている。 また、中間サーバー機器はマシンルーム等の安全な区画に設定している。 ③特定個人情報を取り扱う利用事務ごとにアクセス制御を行う ④中間サーバーにはウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 また、OS及びミドルウェアに対しても、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—	
	再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号		[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者と同様に管理しているため、以下の規定等を定めている。 ①情報システムのバックアップで取得した完全性又は可用性の高いデータを記録する外部記録媒体は、災害等の被害を受けにくい遠隔地に保管する。 ②指定端末以外の情報機器内に情報資産を保存する場合は、定期的なバックアップの取得等の必要な対策を義務付け。 ③中間サーバー機器は、他のシステムとは物理的に独立した機器構成をしており、区民情報系基盤システムとの通信は、ファイアウォールによる通信制御及びLGWANサーバー証明書を用いたSSL通信による暗号化を行っている。 また、中間サーバー機器はマシンルーム等の安全な区画に設定している。 ④特定個人情報を取り扱う利用事務ごとにアクセス制御を行う。 ⑤中間サーバーのバックアップ要件を以下と定めている。 利用範囲 ユーザーによるデータ損失からの回復を目標とする 取得間隔 日次バックアップを取得する 保存期間 1年未満とする	
その他の措置の内容		なし	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容		①区民情報系基盤システムから連携された特定個人情報を副本として情報提供データベースへ反映させる機能を持っている ②区民情報系基盤システムの持つ正本と中間サーバーが持つ副本の整合性を確認できるよう、副本をファイルとして出力する機能を持っている	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	手順の内容	①サーバー等の廃棄に伴うデータ消去については、廃棄サーバーに記録されたデータやファイルを、消磁機や消去ソフトを使用して、又は破砕するなど完全に復元できない状態として廃棄する手順を設けている。 ②情報提供データベースの削除予定日を迎えると削除する機能を持っている	
その他の措置の内容		なし	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
なし			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	①情報資産における情報セキュリティ対策状況の毎年度の自己点検実施について、以下の内容を定め、毎年度実施している。 ・実施計画の立案 ・点検項目による自己点検の実施 ・自己点検結果と改善策の報告 ・自己点検結果に基づく改善 ②企画経営部情報政策課 情報セキュリティ実施手順の最終改定日は以下のとおり 令和6年7月23日	
②監査	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されているクラウド事業者、またはISMAPのリストに登録予定のクラウド（以降、ガバメントクラウドを含む）事業者から調達することとしており、クラウド事業者は定期的に監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 また、監査内容については以下のとおりである。 ①情報資産における情報セキュリティ対策状況の毎年度及び必要に応じた監査を以下の内容を定めている。 ・監査実施計画の立案 ・委託先に係る監査 ・監査結果の保管 ・監査結果への対応 毎年度、監査計画を大田区情報セキュリティ委員会に提出し、審議承認を得て実行している。 第三者（業務委託者）による助言型監査を行い、監査結果は、指摘内容への回答を含めて、総務部長、大田区情報セキュリティ委員会に報告を行っている。 ②重点項目評価や全項目評価対象事務については、総務課において評価5年経過到達以前の定期再評価までに外部専門事業者による外部監査（事業名：特定個人情報保護評価書適正性確認事業）を周期的に実施し、評価書記入内容の適正な運用状況を確認する。 この確認結果は、大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会に概要報告と意見聴取を行ない、他の特定個人情報保護評価書の点検や特定個人情報の取扱いなどに役立てることとしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	【①全庁での対応】 研修については、毎年度、研修計画を人事研修部門、情報政策課と協議の上立案し、情報セキュリティ委員会での審議承認を得て実行している。 毎年度、新規採用者、転入者、主任主事、新任係長などの職層研修や、全課の担当職員に対して情報セキュリティ研修を実施している。研修後は、受講者アンケートを実施してフィードバックを行っている。 研修実施状況は、情報セキュリティ委員会に報告を行っている。 【②情報政策課業務に關しての対応】 情報政策課職員が受講しなければならない研修を以下のように定めている。 ・情報セキュリティポリシー及び情報政策課実施手順の内容理解のための研修 ・民間事業者等が主催する、情報セキュリティに関する最新動向入手や情報セキュリティ対策実施のための専門的な研修 これらの研修について、毎年1回以上実施している。	

3. その他のリスク対策

クラウドサービス上での業務データの取扱いについては、大田区及びその業務データの取扱いについて委託を受ける業務システムベンダが責任を有する。

クラウドサービス上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてクラウドサービスに起因する事象の場合は、クラウド事業者へ障害対応を履行させることで対応する。

また、クラウドサービスに起因しない事象の場合は、業務システムベンダが対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、関係者で協議を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	各業務主管部署
②請求方法	原則として本人が、区で定めた様式に必要事項を記載し、上記請求先に提出する。なお、提出時は、本人であることの確認(運転免許証、パスポート等の提示による)を実施している。
特記事項	—
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は徴しないが、写しの交付を受ける場合は、写しの作成及び送付) に要する費用は請求者の負担となる。
④個人情報ファイル簿の公表	[行 っ て い る] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	1 統合宛名情報ファイル 2 庁内連携ファイル
公表場所	大田区役所本庁舎2階 区政情報コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	企画経営部情報政策課 大田区大森西1-12-1 03-5764-0624
②対応方法	問合せを受け付けた際は、対応内容について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	大田区特定個人情報保護評価及び第三者点検委員会事務処理要領に基づいて、意見聴取を行った。
②実施日・期間	令和3年1月12日～令和3年2月10日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見は寄せられなかった。
⑤評価書への反映	反映箇所なし
3. 第三者点検	
①実施日	一次点検 令和2年12月1日、二次点検 令和3年3月10日
②方法	大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会にて点検を行った。
③結果	「基礎全項目評価書VI3③別紙 意見対応一覧」に記載しています。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	—

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月22日	(別添2)ファイル記録項目	『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)』の「別表2」に定める情報	『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)』に定める情報	事後	法改正による文言修正となることから重要な変更には当たらない
令和7年7月22日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 中間サーバー 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正であるリスク	①番号法別表第二に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目等が定められている情報のみ入手している。	①番号法に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目等が定められている情報のみ入手している。	事後	法改正による文言修正となることから重要な変更には当たらない
令和7年7月22日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 中間サーバー 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	＜中間サーバーにおける対策＞ 中間サーバーをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理を実施している。 また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。	＜中間サーバーにおける対策＞ 中間サーバーは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。	事前	
令和7年7月22日	Ⅳ.1.監査 ①自己点検	企画経営部情報政策課 情報セキュリティ実施手順の最終改定日は以下のとおり 令和6年3月21日	企画経営部情報政策課 情報セキュリティ実施手順の最終改定日は以下のとおり 令和6年7月23日	事後	実施状況の反映による修正であり、リスク対策向上となることから重要な変更には当たらない